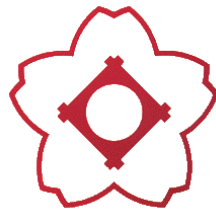


令和3年度

清掃事業概要

(令和2年度事業報告)



春日井市

目次

I 総説

- 1 春日井市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 清掃事業の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 組織

- 1 清掃事業事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 清掃事業職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 年度別職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

III 財政

- 1 一般会計歳出決算額に占める清掃費の推移・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 令和2年度一般会計決算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 令和3年度一般会計当初予算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

IV 清掃関係施設・車両

- 1 清掃関係施設位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 保有車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) ごみ収集車年度別保有台数
 - (2) し尿収集車年度別保有台数
- 3 清掃関係施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 清掃事業所
 - (2) クリーンセンター
 - ア ごみ焼却施設
 - イ その他のごみ処理施設
 - ウ エコメッセ春日井
 - (3) 内津北山最終処分場
 - (4) 衛生プラント（し尿・浄化槽汚泥処理施設）

V ごみ処理

- 1 ごみの収集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 家庭ごみの分別と収集方法
 - (2) 処理手数料
- 2 ごみの処理及び排出量等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (1) ごみ処理の実績（令和2年度）
 - (2) ごみ排出量及び資源化量
 - ア ごみ排出量の推移
 - イ 資源化量の推移
 - ウ 家庭系ごみの推移
 - エ 事業系ごみの推移

- (3) ごみ処理量
- (4) ごみ質（燃やせるごみ）分析結果
- (5) 最終処分場搬入量
- (6) 犬・猫等死体処理

VI し尿処理

- 1 し尿収集のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 し尿収集手数料の支払方法・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 し尿の収集・処理実績・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (1) 処理対象人口の推移
 - (2) 令和2年度し尿処理実績
 - (3) し尿収集量の推移
 - (4) 浄化槽設置基数及び浄化槽汚泥処理量の推移

VII 令和2年度各種事業・制度の実績

- 1 啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (1) かすがいクリーン大作戦
 - (2) 環境美化推進運動
 - (3) 社会科副読本「くらしとごみ」の作成
 - (4) 青空教室
 - (5) ごみ減量3R推進事業所認定制度
 - (6) レジ袋の削減に関する協定
 - (7) 空き缶等散乱防止協定
 - (8) 環境美化指導員による巡視及び清掃
 - (9) ごみ減量紙芝居の作成・貸し出し
 - (10) エコメッセ春日井（リサイクルプラザ）における啓発事業
 - (11) その他
- 2 資源化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (1) 資源回収団体奨励金交付制度
 - (2) 家庭用生ごみ処理機による生ごみ減量事業
 - (3) 市役所での古紙回収及び再生紙利用の促進
 - (4) 廃食用油拠点収集
- 3 不法投棄防止事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - (1) 春日井市廃棄物減量等推進審議会
 - (2) ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会
 - (3) さわやか収集

VIII これまでの事業・制度の実績

- 1 啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (1) 生ごみアドバイザーの設置
- 2 資源化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (1) 生ごみ堆肥化容器等による生ごみ堆肥化事業
 - (2) 空き缶資源化事業
 - (3) ガラスびん回収事業
 - (4) 発泡スチロールトレイ回収事業
 - (5) 牛乳パック類資源化事業
 - (6) ペットボトル回収事業

IX 許可業者

- 1 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者・・・・・・・・・・ 37
- 2 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者及び浄化槽清掃業許可業者
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 3 一般廃棄物（ごみ）処分業許可業者・・・・・・・・・・ 38

X 参考資料

- 1 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例・・・・・・・・ 39
- 2 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則・・・・ 49
- 3 春日井市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の
縦覧等の手続に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 4 春日井市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の
縦覧等の手続に関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 5 春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例・・・・・・・・ 60
- 6 春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例施行規則・・・・ 64
- 7 春日井市クリーンセンター管理規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 8 春日井市資源回収団体奨励金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 9 春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱・・・・・・ 71
- 10 春日井市ごみ減量推進協力店制度実施要綱・・・・・・・・・・・・ 73
- 11 春日井市環境美化指導員要綱(旧環境巡視員要綱)・・・・・・・・ 75
- 12 春日井市空き缶等散乱及びふん害防止推進員要綱・・・・・・ 76
- 13 春日井市ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会要綱・・・・・・ 77
- 14 春日井市ごみ減量3R推進事業所認定制度実施要綱・・・・・・ 79
- 15 春日井市さわやか収集事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- 16 春日井市指定袋に関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
- 17 春日井市ごみステーション整備に係る補助金交付要綱・・・・・・ 86
- 18 春日井市ごみステーション設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
- 19 春日井市不法投棄監視カメラの設置及び管理に関する要綱・・・・ 92
- 20 春日井市リサイクルプラザ「再利用品販売」事業実施要綱・・・・ 94

I 総説

1 春日井市の概要

春日井市は、昭和 18 年 6 月に勝川町、鳥居松村、篠木村、鷹来村の 4 か町村の合併により誕生し、昭和 33 年 1 月には高蔵寺町、坂下町の 2 町が合併して現在の市域となった。

市内には、東名高速道路、中央自動車道、名古屋第二環状自動車道の高規格幹線道路のほか、東西に国道 19 号、南北には国道 155 号、南部には国道 302 号が走っている。また、市内を走る J R 中央本線、名鉄小牧線、愛知環状鉄道、TKJ 城北線の 4 鉄道には合計 11 の駅があり、さらには県営名古屋空港にも隣接している。

このような交通至便な立地条件のもと、名古屋市に隣接した当市では、土地区画整理事業による都市基盤整備を推進し、現在は人口約 31 万人を有している。



2 清掃事業の沿革

年	市全般	ごみ関係	し尿関係
昭和18	6月1日 市制施行 (市域 47.91km ²) 人口が5万人を超える		
24		7 ごみ収集業務開始(市内全域 47.91km ²)	
27			4 し尿収集業務開始(直営のみ)
30			8 バキューム車による収集業務開始
31			1 し尿収集営業許可第1号
32			4 し尿収集業務委託開始 (処理方法・農家引渡し)
33	高蔵寺町と坂下町が市に合併 (市域 93.03km ²) 人口が7万人を超える	1 高蔵寺町、坂下町の合併により特別清掃地域を 1.75km ² 拡大	
34		12 特別清掃地域を 0.5km ² 拡大(坂下地区)	
36		3 ごみ焼却施設しゅん工(20t/日) 12 特別清掃地域を 58.89km ² に拡大	9 し尿の処理方法を海洋投棄処理とする
37	「交通安全都市」宣言		
38	「公明選挙推進都市 (現:明るく正しい選挙都市)」宣言 人口が10万人を超える		
39	衛生プラント開設		7 衛生プラントしゅん工 (90kℓ/日)
41	「明るく育つ青少年都市」宣言	3 ごみ焼却施設増設(20t/日)	7 し尿の海洋投棄を陸上処理に変更
42	「緑化都市」宣言		12 衛生プラント増設 (54kℓ/日)
43	高蔵寺ニュータウン第1次入居開始	2 市内全域が特別清掃地域となる(93.03km ²) 4 高蔵寺ニュータウンでダストシュート、コンテナ方式によるごみ収集開始	
44	人口が15万人を超える	9 ごみ焼却施設増設(90t/日)	4 し尿清掃料金体系の全面改正 定額制…1世帯 50円 1人 50円 従量制…36ℓ 60円
45		11 紙袋によるごみ収集開始 12 老人福祉センターへの余熱供給開始	
46	公共下水道事業に着手	4 燃やせないごみの月2回収集開始	

年	市全般	ごみ関係	し尿関係
47		7 不燃物最終処分場開設(西尾町) 7 春日井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、施行規則施行	7 春日井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、施行規則施行
48		8 ごみ焼却施設増設(90t/日)	
49	人口が20万人を超える		
50		2 粗大ごみ破砕機設置(50t/5h) 6 燃やせないごみ(粗大ごみ含む)収集運搬業務委託開始 10 ごみ焼却施設固定炉を廃止(40t/日)	
51			4 し尿清掃手数料改正 定額制…1世帯 200円 1人 100円 従量制…36ℓ 150円
52	第1回春日井まつり開催 第1回市民納涼まつり開催 清掃事務所を開設	1 残灰処分場開設(引沢) 3 ごみ焼却施設増設(3号炉)(150t/日)	
53		3 高蔵寺ニュータウンのごみ収集を大型コンテナ方式に切替え	
54		4 不燃物最終処分場閉鎖(西尾町) 6 不燃物最終処分場開設(大池)	
55	土地区画整理日本一建設大臣受賞		
56	カナダ、ケローナ市と姉妹都市提携	3 資源回収団体育成奨励金交付制度実施、1kg当り2円補助(6月1日施行) 8 残灰処分場閉鎖(引沢)	
57	人口が25万人を超える		
59		6 有害ごみ(乾電池・水銀体温計)一斉回収業務開始 12 最終処分場開設(神屋)	
60		1 不燃物最終処分場閉鎖(大池)	
61		4 粗大ごみの電話申し込みによる各戸収集開始(直営) 11 第1回かすがいクリーン大作戦実施	
62		4 小学校4年生社会科副読本「くらしとごみ」作成	
63			3 衛生プラントし尿等処理施設しゅん工(190kℓ/日) 4 衛生プラント業務委託開始

年	市全般	ごみ関係	し尿関係
平成元		4 「青空教室」開始 7 ごみ問題対策市民委員会設置 (元年7月5日施行・2年9月報告)	4 浄化槽汚泥海洋投棄を廃止
2	「健康都市」宣言 新市庁舎開庁 国土地理院による市域面積の訂正 92.71km ²	1 最終処分場法面遮水シート張付工事しゅん工 4 清掃工場粗大ごみ処理施設業務委託開始 4 資源回収団体育成奨励金交付制度改正 (補助額1kg当たり3円に増額) 6 環境美化モデル地区設置事業開始 10 空缶資源化事業開始(くうかん鳥)	浄化槽汚泥収集量がし尿収集量を初めて上回る
3	新清掃工場(クリーンセンター)開設	2 ごみ焼却施設しゅん工(1・2号炉) (130t/日×2基) 2 粗大ごみ処理施設しゅん工(65t/5h) 3 ごみ処理施設業務委託開始 4 危険ごみ(スプレー缶類)収集運搬業務委託開始 6 ごみ焼却炉解体(90t/日×2) 10 雑びん定期回収開始 11 牛乳パック類資源化事業実施 11 第1回リサイクルフェア開催	
4		6 ごみ研究会設置(6月1日施行) 6 生ごみ堆肥化容器購入費補助実施 (3,000円/個) 8 発泡スチロールトレイ回収開始 10 利再来館開館	4 し尿収集手数料改正 従量制…360 154円
5		4 粗大ごみ・くうかん鳥の収集運搬業務委託開始 5 酒飯店での雑びん回収開始 6 発泡スチロール緩衝材回収業務開始	
6		4 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、施行規則施行 (春日井市廃棄物の処理および清掃に関する条例、施行規則全部改正) 6 生ごみ発酵用密閉バケツ購入補助実施 (500円/個) 10 ペットボトル回収業務開始(直営)	

年	市全般	ごみ関係	し尿関係
8		4 ペットボトル回収業務委託開始 5 福祉の里レインボープラザへ余熱供用開始 6 リサイクル指導員・生ごみアドバイザー設置 8 環境巡視員によるポイ捨てふん害状況調査開始 10 春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例、同施行規則施行 10 春日井市ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会設置 10 春日井市空き缶等散乱及びふん害防止推進員設置	
9		4 清掃事務所を清掃事業所と名称変更	
10		5 資源分別収集開始(坂下中学校区) 7 透明・半透明ごみ袋の導入	2 含油浄化槽汚泥対策のため直接固液分離装置設置(衛生プラント)
11		3 内津最終処分場しゅん工(4月供用開始) 4 資源回収団体育成奨励金交付制度改正(補助額を1kg当たり5円に増額) 10 資源分別収集地区拡大(味美地区)	
12	ISO14001 認証取得	3 最終処分場廃棄物埋立終了(神屋町) 4 資源分別収集地区拡大(南部・高蔵寺地区) 4 家庭用生ごみ処理機購入補助開始(限度額 15,000 円)	3 バグフィルター集塵装置設置(衛生プラント)
13	特例市へ移行 「環境都市」宣言 環境基本条例制定	3 発泡スチロールトレイ回収廃止 4 清掃管理課をごみ減量推進課と名称変更 4 粗大ごみ有料化(1点1,000円) 4 資源分別収集地区拡大(西部北・篠木地区) 4 家電リサイクル法施行 4 清掃事業所に清掃パトロール担当を設置 6 クリーンセンターに一般廃棄物を搬入する場合の処理手数料改定	

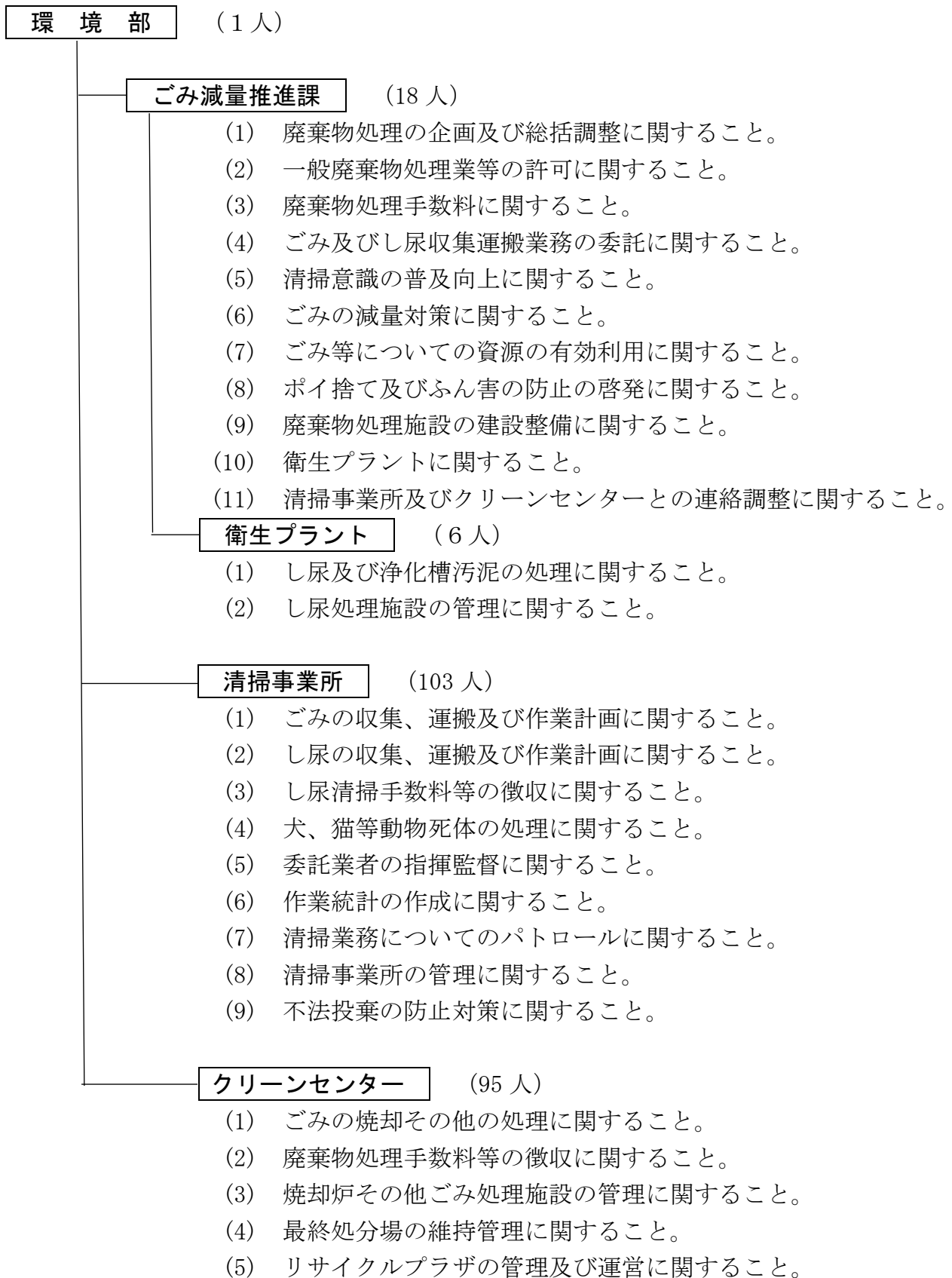
年	市全般	ごみ関係	し尿関係
14	エコメッセ春日井開設	<ul style="list-style-type: none"> 1 資源・ごみ出しカレンダー作成開始 2 高蔵寺ニュータウン及び公共施設の大型コンテナ方式によるごみ収集廃止 3 環境基本計画作成 3 生ごみ堆肥化容器購入費補助廃止 4 資源分別収集地区拡大(鷹来地区、藤山台、岩成台、中央台、高座台) 4 燃やせるごみの祝休日収集開始 9 ごみ処理施設しゅん工(140t/日×2基) 9 灰溶融施設しゅん工(40t/日×2基) 9 くうかん鳥廃止 10 燃やせないごみ・危険ごみの祝休日収集開始 10 資源分別収集地区拡大(中部北(東・西)地区、高森台、石尾台、押沢台)→市内全域実施 	
15		<ul style="list-style-type: none"> 6 廃食用油拠点収集開始 6 特定廃棄物の収集開始 6 さわやか収集開始 	
16		<ul style="list-style-type: none"> 3 家庭用生ごみ処理機及び生ごみ発酵用密閉バケツ購入補助廃止 3 溶融スラグ売却開始 	<ul style="list-style-type: none"> 4 仮設トイレの処理手数料を追加 基本割 1基1回1,000円 従量制 36ℓにつき154円
17	人口が30万人を超える	<ul style="list-style-type: none"> 3 ごみ減量3R推進事業所認定制度開始 10 資源の祝休日収集開始 	
18		<ul style="list-style-type: none"> 1 雑がみ収集開始 	<ul style="list-style-type: none"> 10 春日井市生活排水処理基本計画策定
19		<ul style="list-style-type: none"> 2 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の指定袋導入 	<ul style="list-style-type: none"> 3 衛生プラント再整備(送風機設備工事)
20		<ul style="list-style-type: none"> 7 家庭用生ごみ処理機購入補助制度再開 10 レジ袋削減推進協議会の設立 	<ul style="list-style-type: none"> 2 衛生プラント再整備(乾燥焼却設備工事)
21		<ul style="list-style-type: none"> 4 市内17事業者47店舗がレジ袋有料化 4 ごみステーションから資源物を持ち去る行為を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 11 衛生プラント再整備(汚泥脱水設備工事)
22		<ul style="list-style-type: none"> 1 「資源・ごみ出しカレンダー」を「環境カレンダー」に名称変更 4 一部の地区において、燃やせるごみ収集運搬業務委託開始 10 プラスチック製容器包装分別収集モデル試行(不二ガ丘、中央台、東野町、小野町、前並町) 	

年	市全般	ごみ関係	し尿関係
23		10 クリーンセンターに搬入する一般廃棄物の処理手数料改定	3 衛生プラント再整備 (中央監視操作設備工事)
24		7 春日井市ごみ処理基本計画改定	
25		4 市内全域で、プラスチック製容器包装及び金属類(小型家電を含む)の分別収集開始 4 「プラスチック製容器包装」の指定袋導入 6 保育園で「青空教室」開始	
26	国土地理院による市域面積の訂正 92.78km ²	8 生ごみ堆肥化講座開始	1 春日井市生活排水処理基本計画改定
27	「平和都市」宣言	4 生ごみ減量ガイドブックの作成 4 事業者啓発チラシの作成	
28		4 ごみボックス購入費補助開始	
29	「文化・スポーツ都市」宣言	3 内津北山最終処分場しゅん工(4月共用開始) 3 内津最終処分場閉鎖 4 焼却灰溶融設備休止	
30		3 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信開始	
31 ・ 令和 元		3 春日井市ごみ処理基本計画改定 3 春日井市災害廃棄物処理計画策定 10 蛍光管の拠点回収開始(一部) 10 パソコンを含む小型家電の宅配便による回収開始	3 衛生プラント基幹的設備改良工事しゅん工
2		4 犬、猫等の死体1頭当たりの処理手数料改定 4 家庭用生ごみ処理機購入費補助の対象を拡大 9 最終処分場廃止(神屋町)	
3		10 市内全域で、金属類のうち発火性危険物の分別収集開始 10 「金属類(発火性危険物)」の指定袋導入	

II 組織

1 清掃事業事務分掌 () 内は人員

令和3年4月1日



2 清掃事業職員配置

令和3年4月1日(単位：人)

部	部長	課等	課長	主幹	課長補佐	担当	主査	統括主任	主任	主事	技師	職長	職長補佐	作業主任	現業員	会計年度任用職員	計
環境部	1	ごみ減量 推進課	1			管理	1		1	1							18 (4)
						ごみ減量	1		3					4 (4)	1		
						施設	1		1		1						
		衛生プラント			1 (1)		1	1			2 (1)			1			6 (2)
		清掃事業所	1	1			1	清掃業務	2		1	2 (1)		1	3	14	63 (3)
清掃 ハトロール									1 (1)				2	6	2		
クリーンセンター			1	1	1		3	0	5 (1)	0	6 (1)	1	2	6	20 (12)	49	95 (14)
計	1		3 (0)	1 (0)	5 (1)		9 (0)	1 (0)	12 (2)	3 (1)	9 (2)	2 (0)	5 (0)	22 (0)	94 (19)	56 (0)	223 (25)

※ 下段の()内数字は再任用職

3 年度別職員数

各年度4月1日(単位：人)

年度	部長	ごみ減量推進課※1					清掃事業所					クリーンセンター					合計
		事務職	技術職	労務職	その他※2	計	事務職	技術職	労務職	その他※2	計	事務職	技術職	労務職	その他※2	計	
H28	1	8	8	1	3	20	6	-	92	15	113	3	12	21	53	89	223
H29	1	8	8	1	3	20	7	-	91	17	115	3	12	23	51	89	225
H30	1	7	7	1	3	18	7	-	87	21	115	3	13	21	56	93	227
R1	1	9	5	1	4	19	7	-	84	26	117	4	13	18	59	94	231
R2	1	10	7	1	1	19	11	-	94	4	109	4	13	27	50	94	223
R3	1	11	7	5	1	24	8	-	89	6	103	4	13	29	49	95	223

※1 衛生プラントの職員を含む。

※2 再任用(～R1、R2～は事務職・技術職・労務職に振分)、臨時職員(～R1)・会計年度任用職員(R2～)

※ 兼務職は除く実人員数とする。

Ⅲ 財政

1 一般会計歳出決算額に占める清掃費の推移

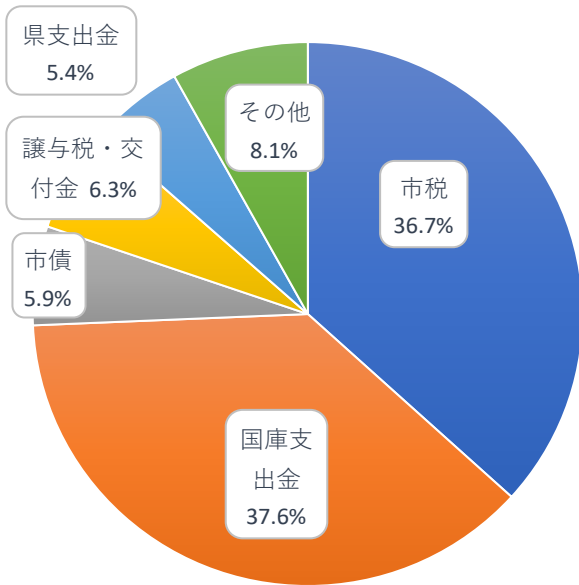
(単位：円)

年度	一般会計決算額(総額)	清掃費	割合	清掃費/人口
H23	85,243,068,961	4,298,632,272	5.0%	13,932
H24	88,324,602,638	4,367,460,644	4.9%	14,129
H25	91,856,614,406	5,485,725,451	6.0%	17,705
H26	92,840,456,064	4,619,555,124	5.0%	14,885
H27	94,933,174,829	6,008,523,371	6.3%	19,305
H28	98,574,336,031	7,850,232,769	8.0%	25,214
H29	95,519,338,355	4,619,118,382	4.8%	14,838
H30	95,776,075,109	5,511,737,291	5.8%	17,704
R1	98,152,620,668	4,219,401,137	4.3%	13,562
R2	139,372,244,706	4,458,101,413	3.2%	14,366

2 令和2年度一般会計決算額

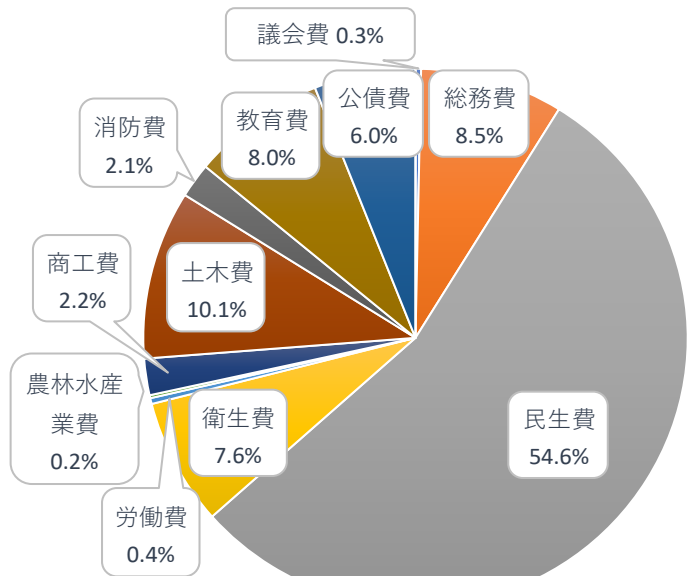
(1) 一般会計歳入決算額

139,921,183 千円



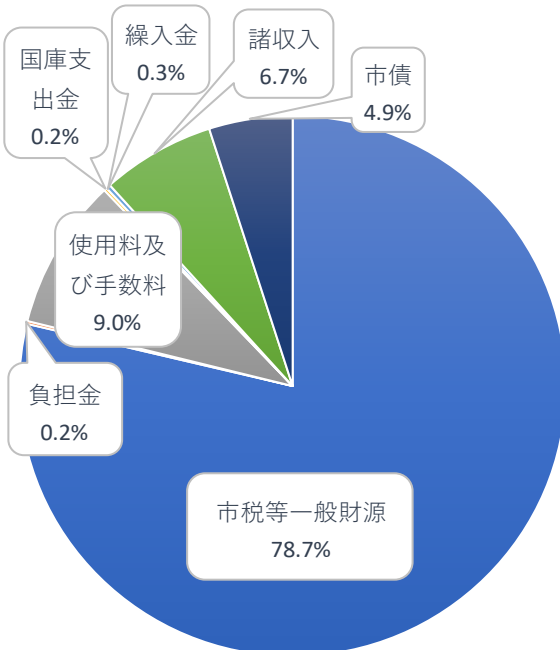
(2) 一般会計歳出決算額

139,372,245 千円



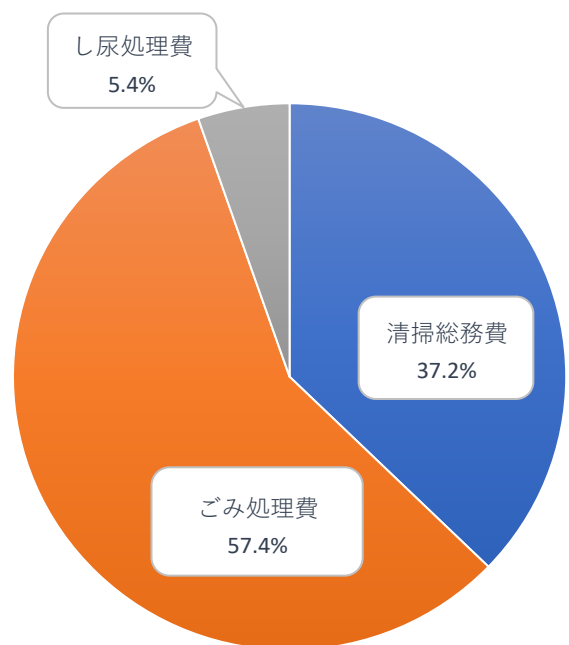
(3) 清掃関係歳入決算額

4,458,101 千円



(4) 清掃関係歳出決算額

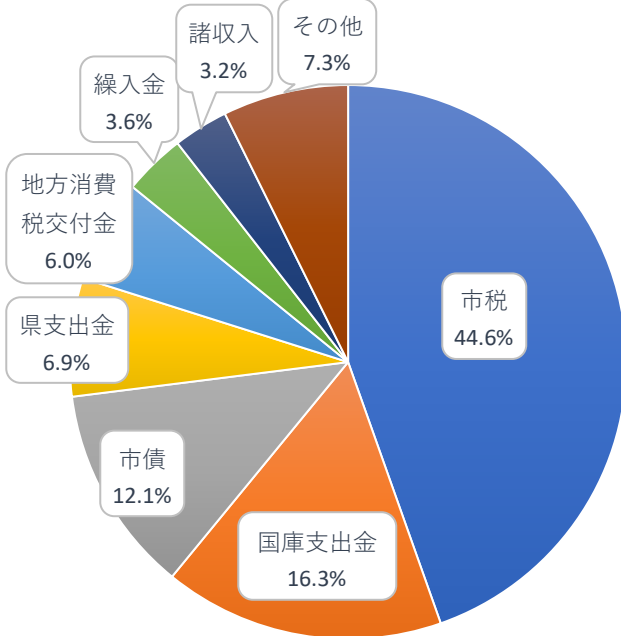
4,458,101 千円



3 令和3年度一般会計当初予算額

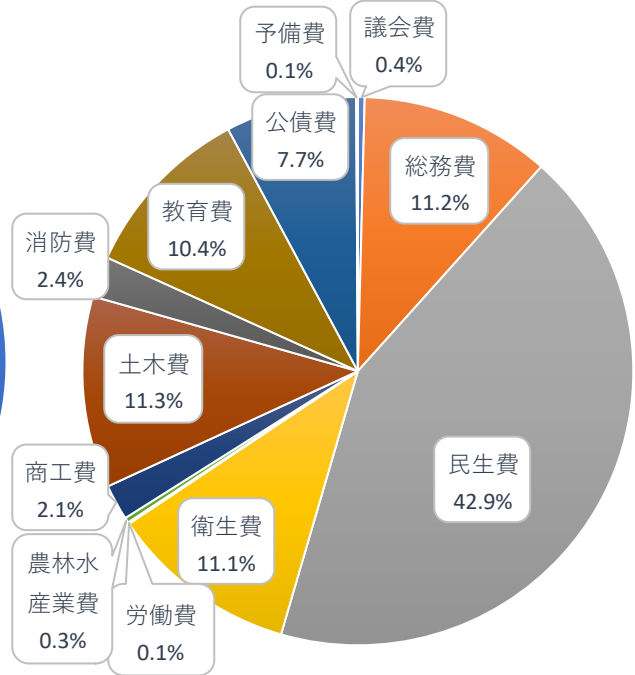
(1)一般会計歳入予算額

109,400,000 千円



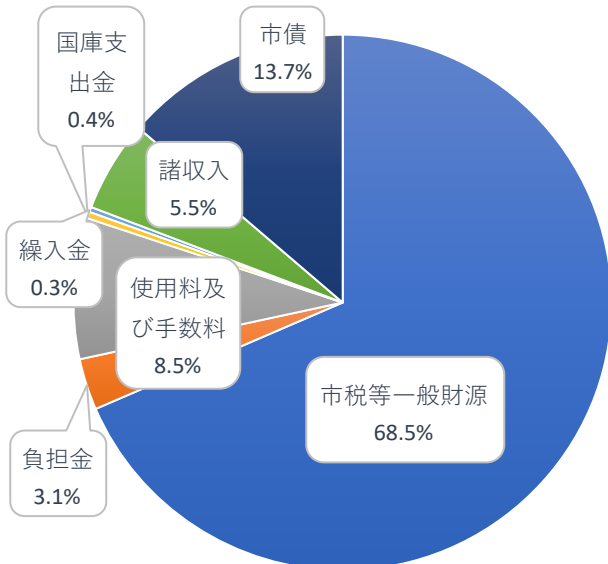
(2)一般会計歳出予算額

109,400,000 千円



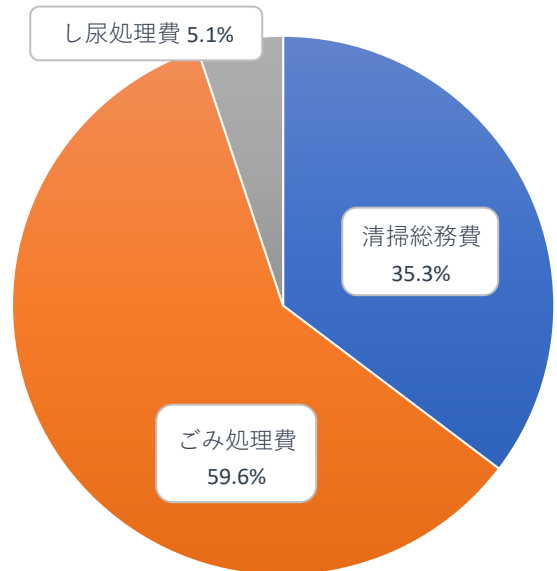
(3)清掃関係歳入予算額

4,986,933 千円



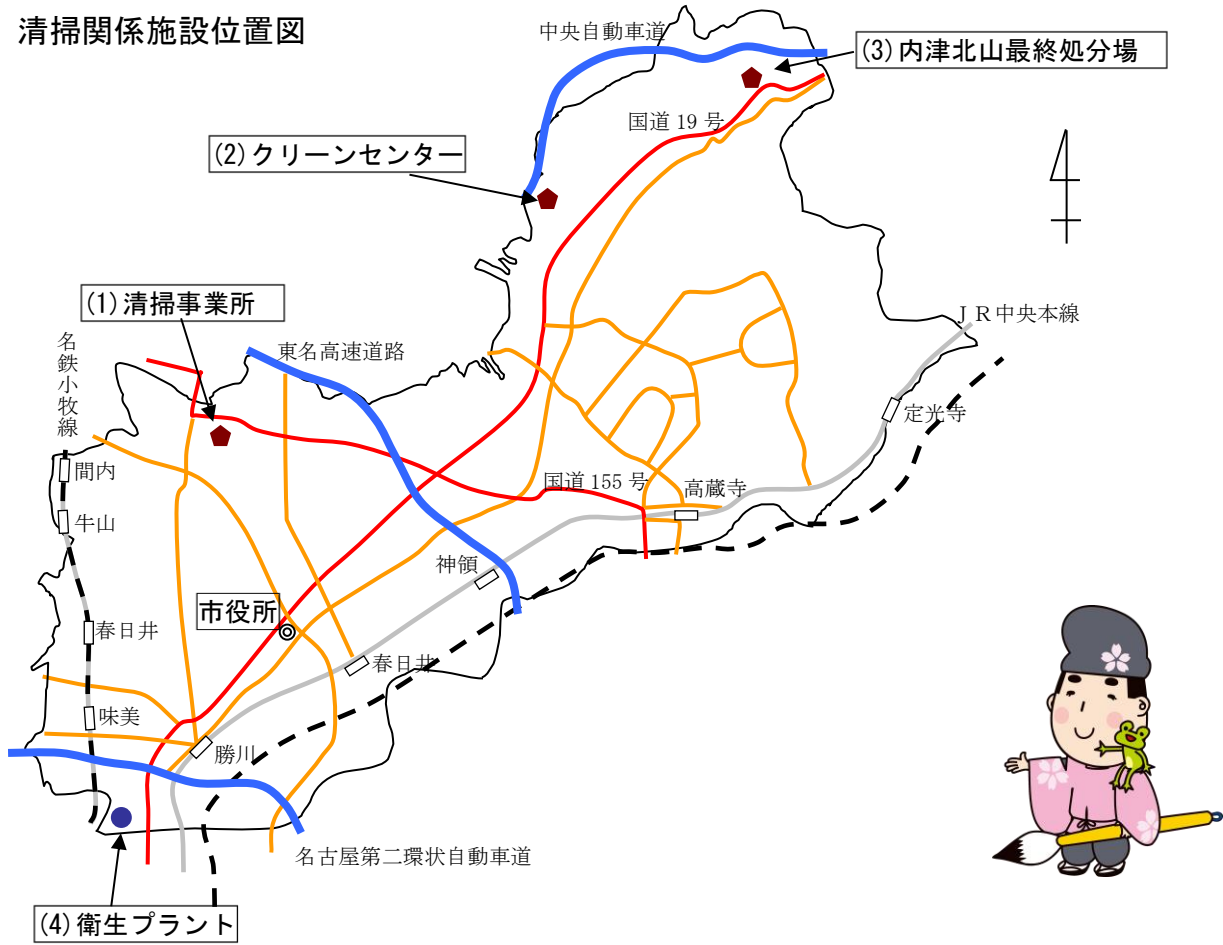
(4)清掃関係歳出予算額

4,986,933 千円



IV 清掃関係施設・車両

1 清掃関係施設位置図



2 保有車両

(1) ごみ収集車年度別保有台数

各年度4月1日(単位:台)

年度	ダンプ車		パッカー車		クレーン車	合計
	2t	3t	2t	3t	3t	
H29	4	2	2	29	1	38
H30	4	2	2	28	1	37
R1	4	2	2	28	1	37
R2	4	2	2	27	1	36
R3	4	2	3	26	1	36

(2) し尿収集車年度別保有台数

各年度4月1日(単位:台)

年度	3500	1,8000	3,0000	合計
H29	1	1	1	3
H30	1	1	1	3
R1	1	1	1	3
R2	1	1	1	3
R3	1	1	1	3

3 清掃関係施設の概要

(1) 清掃事業所

所在地	春日井市鷹来町 4957 番地 2	電話	0568-84-3211
開設年月	昭和 52 年 10 月		
敷地面積	9,967.68 m ²		
建物延面積	管理棟 鉄筋コンクリート (2階建)	1,148.48 m ²	
	車庫 鉄骨造	2,095.10 m ²	
	倉庫他	259.58 m ²	
建設費	国庫補助金	0 千円	
	県補助金	0 千円	
	起債	133,400 千円	
	一般財源	85,500 千円	
	計	218,900 千円	

(2) クリーンセンター

所在地	春日井市神屋町 1 番地 2		
電話	0568-88-0247 (エコメッセ春日井 0568-88-5006)		
施設名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 工場棟 <ul style="list-style-type: none"> — 1 号焼却炉 — 2 号焼却炉 — 粗大ごみ処理施設 ・ 第 2 工場棟 <ul style="list-style-type: none"> — 3 号焼却炉 — 4 号焼却炉 — 資源化施設 — 粗大・不燃ごみ処理施設 ・ エコメッセ春日井 ・ ストックヤード ・ スラグストックヤード 	}	リサイクルプラザ



第 1 工場棟



第 2 工場棟

ア ごみ焼却施設

施設名	1号焼却炉・2号焼却炉 (第1工場棟)	3号焼却炉・4号焼却炉 (第2工場棟)	
着工	昭和63年7月	平成11年7月	
しゅん工	平成3年2月	平成14年9月	
敷地面積	45,300.76 m ²		
設計施工	日立造船株式会社	日本鋼管・西松・高柳・梶田 特定建設工事共同企業体	
公称処理能力	130t/24h×2基	140t/24h×2基	
型式	全連続燃焼式機械炉	全連続燃焼式機械炉	
施設の内容	炉室数	各1	各1
	通風	平衡通風方式	平衡通風方式
	煙突	鉄筋コンクリート製自立型… 2本 (高さ59m、頂径(内径)0.8m)	鉄筋コンクリート製自立型… 2本(高さ59m、頂径(内径)1.16m)
	除じん排ガス設備	機械式集塵機(バグフィルタ方式)乾式塩化水素除去装置	機械式集塵機(バグフィルタ方式)乾式塩化水素除去装置・触媒脱硝
	排ガス処理基準 ばいじん 塩化水素 硫黄酸化物 窒素酸化物 ダイオキシン類	0.08g/m ³ N 700mg/m ³ N K値 9.0 250ppm 1ng-TEQ/m ³ N	0.04g/m ³ N 700mg/m ³ N K値 9.0 250ppm 0.1ng-TEQ/m ³ N
	ごみピットの規模	3,200 m ³	7,000 m ³
	クレーンの数	ごみクレーン2基、灰クレーン1基	ごみクレーン2基、灰クレーン2基、炉頂クレーン1基
	余熱利用設備	給湯、冷暖房、発電設備、場外余熱背圧タービン1,400kw	給湯、冷暖房、発電設備、場外余熱復水タービン7,000kw
	その他 (ごみ焼却余熱利用施設)	施設名 福祉の里レインボープラザ 所在地 春日井市神屋町57番地1 電話番号 0568-88-7007 種類 浴場と施設全体の冷暖房・給湯 熱源供給方法 温水給湯管(温水循環方式) 熱源供給能力 第1工場棟 200万kcal/h 200t/h 90℃ 第2工場棟 200万kcal/h 220t/h 92℃	
	建設費	国庫補助 2,509,000千円 県費補助 940,874千円 起債 3,593,800千円 一般財源 867,271千円 計 7,910,945千円	国庫補助 6,605,896千円 起債 6,941,946千円 一般財源 326,837千円 計 13,874,679千円

イ その他のごみ処理施設

施設名	粗大ごみ処理施設 (第1工場棟)	資源化施設、粗大・不燃ごみ処理施設 (第2工場棟)
着工	昭和63年7月	平成11年7月
しゅん工	平成3年2月	平成14年9月
設計施工	日立造船株式会社	日本鋼管・西松・高柳・梶田特定建設 工事共同企業体
公称処理能力	65t/5h	資源化施設 25t/5h { 飲料缶 8t/5h ガラスびん 14t/5h ペットボトル 3t/5h 粗大・不燃ごみ処理施設 45t/5h
型式	横型回転式	資源化施設 機械選別+手選別 粗大・不燃ごみ処理施設 二軸剪断破碎機+横型回転破碎機
除じん設備	バグフィルタ方式	サイクロン+バグフィルタ+脱臭装置
建設費	国庫補助 622,500千円 県費補助 233,436千円 起債 315,300千円 一般財源 78,764千円 計 1,250,000千円	国庫補助 1,379,662千円 県費補助 168,009千円 起債 1,951,123千円 一般財源 85,153千円 計 3,583,947千円

ウ エコメッセ春日井

エコメッセ春日井は、ごみの減量とリサイクル等の必要性を広く市民に知っていただくための啓発施設で、さまざまな講座や施設見学、再利用品の展示・販売、リサイクル情報の提供等を通して、誰もが分かりやすく学習・体験できるようになっている。

構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 3階建	
開設年月	平成14年10月	
建築面積	1,246.62 m ²	
延床面積	2,976.91 m ²	
建物概要	1階	啓発展示コーナー リサイクル工房 書籍閲覧コーナー 市民プラザ 再利用品展示コーナー
	2階	ボランティア活動室 体験学習室
	3階	大研修室 小研修室 市民ギャラリー

(3) 内津北山最終処分場

所在地	春日井市内津町字北山 357 番 1	
着工	平成 26 年 10 月	
供用開始	平成 29 年 4 月	
敷地面積	70,324 m ²	
埋立可能面積	24,400 m ²	
埋立可能容積	475,000 m ³	
埋立工法	準好気性セル・サンドイッチ方式	
建物概要	管理棟 鉄骨造 地上1階建 延床面積 199 m ² 建築面積 205 m ² 処理棟 鉄筋コンクリート造 地上2階建 延床面積 742 m ² 建築面積 928 m ² 防災調整池 4,383 m ³ 流量調整池 10,000 m ³	
処理方式	アルカリ凝集沈殿処理＋生物処理＋凝集膜分離処理＋活性炭吸着処理＋キレート吸着処理＋消毒処理	
処理能力	処理水量 140 m ³ /日 処理水質 pH 5.8～8.6 BOD 10mg/ℓ以下 COD 15mg/ℓ以下 SS 10mg/ℓ以下 T-N 10mg/ℓ以下 T-P 8mg/ℓ以下 Ca ²⁺ 100mg/ℓ以下 ダイオキシン類 10pg-TEQ/ℓ以下	
建設費	国庫補助 1,042,048 千円 起債 3,306,400 千円 一般財源 922,237 千円 計 5,270,685 千円 (用地取得費含む)	



(4) 衛生プラント（し尿・浄化槽汚泥処理施設）

所在地	春日井市御幸町1丁目1番地2		電話	0568-31-6008
	建設時		基幹的設備改良工事	
着工	昭和60年10月		平成28年10月	
しゅん工	昭和63年3月		平成31年3月	
設計	日本上下水道設計株式会社		水ing株式会社	
施工	荏原インフィルコ株式会社		水ing株式会社	
建設費	国庫補助	1,358,324千円	国庫補助	530,536千円
	県費補助	512,131千円	起債	1,108,600千円
	起債	1,084,400千円	一般財源	207,664千円
	一般財源	392,931千円	計	1,846,800千円
	計	3,347,786千円		
敷地面積	9,576.33 m ²			
施設の構造 建築延面積	処理棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階		
		延床面積	3,781.22 m ²	
		水槽面積	1,673.35 m ²	
	管理棟	鉄筋コンクリート造 地上2階		
		延床面積	437.33 m ²	
	浄化槽汚泥 貯留槽	鉄骨造平屋建		
		延床面積	88.78 m ²	
処理方式	標準脱窒素処理方式（凝沈、オゾン、砂ろ過、活性炭）			
処理能力	190kℓ/日			
放流水質	pH	5.8～8.6		
	BOD	5mg/ℓ以下		
	COD	10mg/ℓ以下		
	SS	5mg/ℓ以下		
	T-N	10mg/ℓ以下		
	T-P	1mg/ℓ以下		
	色度	20度以下		
	大腸菌群数	1,000個/mℓ以下		



V ごみ処理

1 ごみの収集方法

(1) 家庭ごみの分別と収集方法 (ごみステーション数：市内約 7,350 箇所)

令和 3 年 10 月 1 日

分別区分		排出方法	収集方法	収集回数	料金	
燃やせるごみ		指定袋(黄色)	ステーション収集 (直営・委託)	週 2 回	無料	
燃やせないごみ		指定袋(青色)	ステーション収集 (委託)	月 2 回		
粗大ごみ(1辺の長さが 80cm 以上 2m 以下で重さが 50kg 以下のもの)		清掃事業所へ電話申し込みの上、 指定場所に排出されたものを戸別収集 又は、クリーンセンターへ直接搬入			有料	
特定廃棄物※ 1						
家電 4 品目						
使用済み乾電池等		透明・半透明袋	ステーション収集 (直営・委託)	年 2 回	無料	
			拠点収集(市内公共 施設等 82 箇所)	随時		
資源物 ※ 2	古紙類	新聞紙	紐でしぼる	ステーション収集 (委託)	月 2 回	無料
		雑誌・雑がみ	紐でしぼる・紙袋			
		段ボール	紐でしぼる			
		牛乳パック類	紐でしぼる			
		古着	透明・半透明袋			
	飲料缶	透明・半透明袋				
	ガラスびん	透明・半透明袋				
	ペットボトル	透明・半透明袋				
	プラスチック製容器包装	指定袋(無色)	週 1 回			
	金属類(小型家電含む)	透明・半透明袋	月 1 回			
	発火性危険物※ 3	指定袋(赤色)	月 1 回			
	蛍光管	直接持ち込む	指定公共施設等※ 4			
廃食用油	びん ペットボトル	拠点収集 (市内 18 公共施設)	月 2 回			

※ 1 次ページ参照

※ 2 新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・牛乳パック類・古着・アルミ缶・びんは集団回収も実施 (P31 参照)

※ 3 発火性危険物：充電式電池を内蔵した小型家電、スプレー缶・ガスボンベ、使用済みライター

※ 4 指定公共施設等：エコメッセ春日井、坂下公民館、総合福祉センター、東部市民センター、高蔵寺ふれあいセンター、清掃事業所、知多公民館、南部ふれあいセンター及び愛知県電機商業組合春日井支部に加盟する協力店。

(2) 処理手数料

令和3年4月1日

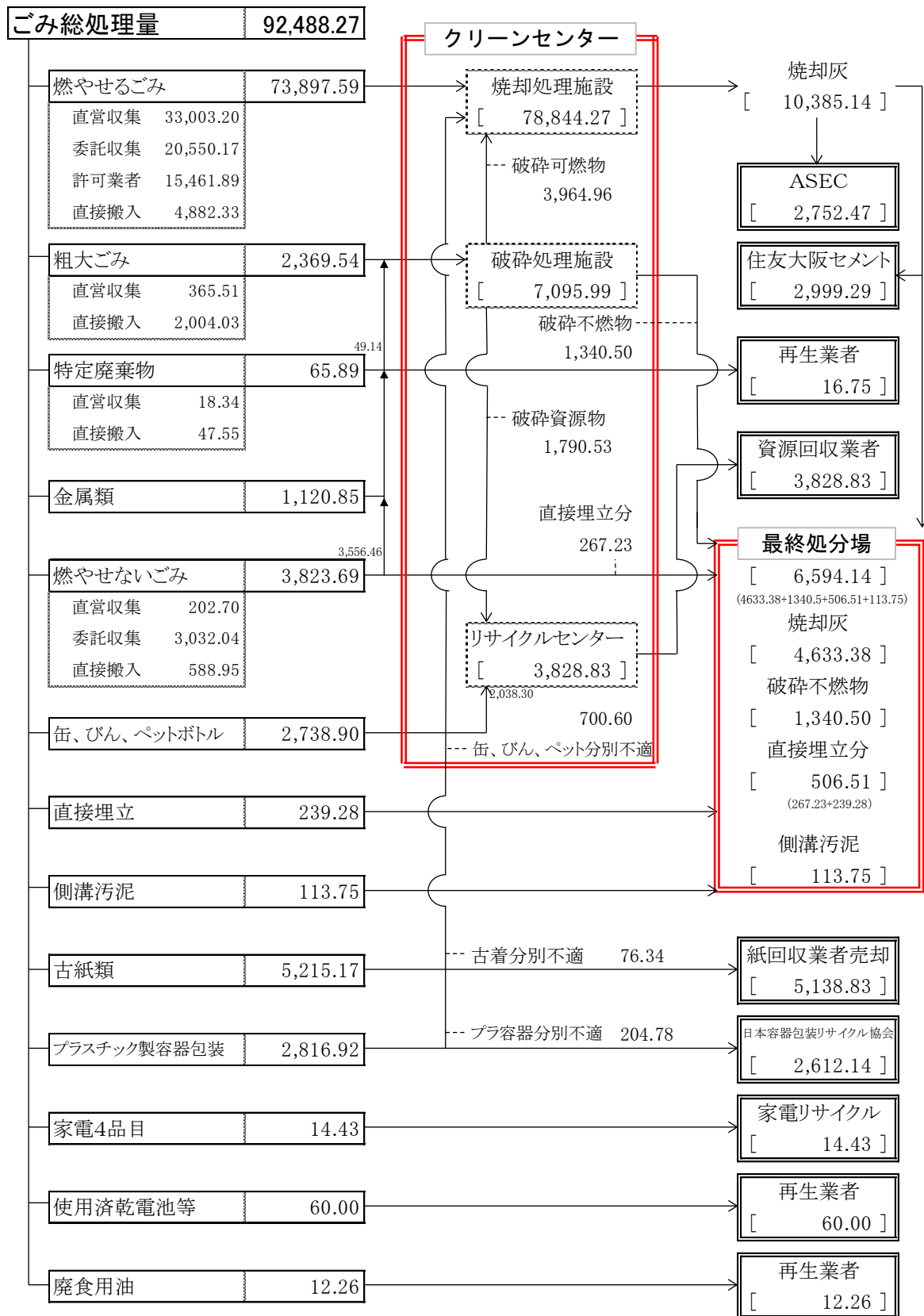
種類		単位	収集を依頼する場合	市長が指定した場所に搬入する場合
粗大ごみ		1個	1,000円	-
特定廃棄物	電気式温水タンク 及び太陽熱温水器	1個	6,000円	5,000円
	スプリングマットレス	1個	3,000円	2,000円
	自家用自動車タイヤ (ホイール付)	1個	2,000円	1,000円
	自家用自動車バッテリー	1個	1,500円	500円
	自家用自動車タイヤ (ホイールなし)	1個		
	自家用自動車ホイール	1個		
家電4品目(エアコン、テレビ、 冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫、洗濯 機・衣類乾燥機)※1		1個	3,000円	2,000円
犬、猫等の死体		1頭	3,200円	2,200円
上記以外の一般廃棄物	家庭系	10kg	-	10kg以上の部分に 対して 10kgにつき100円
	事業系	10kg	-	200円

※1 家電4品目は、手数料の他にリサイクル料金が必要。

2 ごみの処理及び排出量等

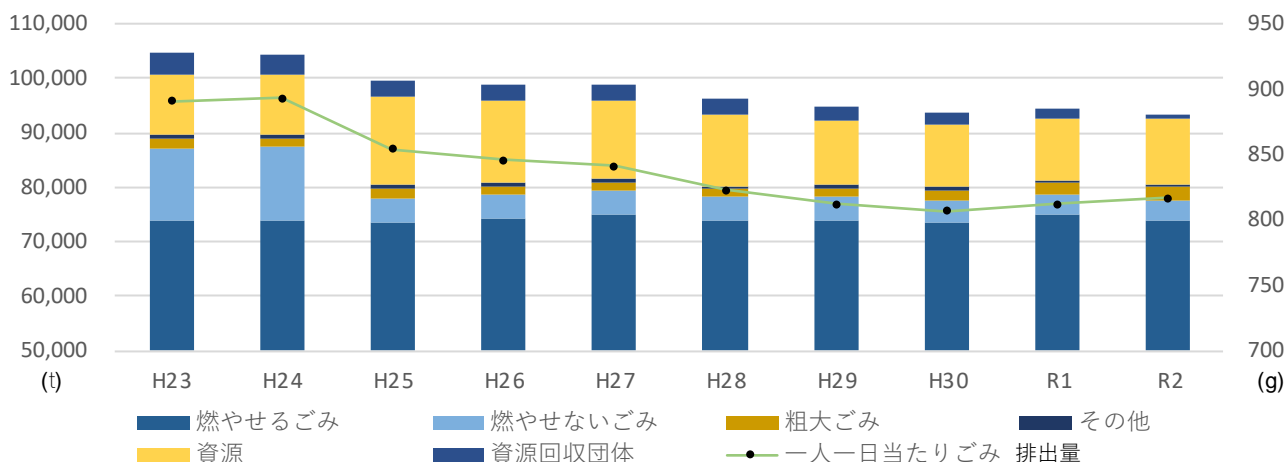
(1) ごみ処理の実績(令和2年度)

(単位：t)



(2) ごみの排出量及び資源化量

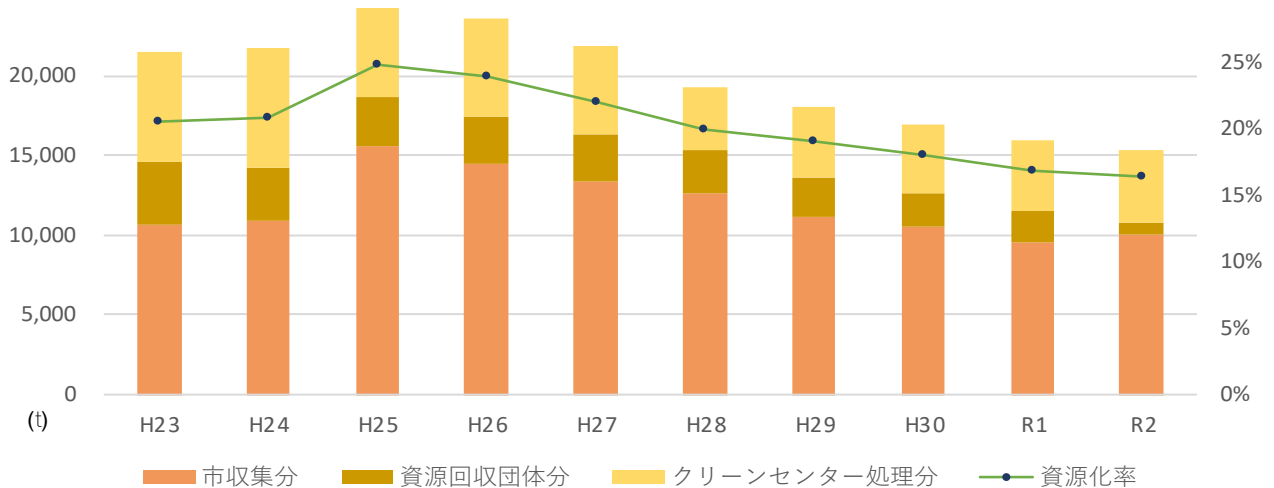
ア ごみ排出量の推移



(単位:t)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
人口(各年度3月31日現在)	308,539	309,119	309,833	310,358	311,236	311,344	311,293	311,326	311,129	310,317	
世帯数	126,610	127,430	129,017	130,435	132,144	133,442	134,704	136,297	137,742	138,755	
燃やせるごみ	直営収集	46,124.95	46,003.01	39,525.78	39,615.57	39,768.82	39,088.20	38,577.87	38,085.64	38,314.73	33,003.20
	委託収集	8,381.97	8,427.98	15,204.63	15,282.74	15,412.20	15,165.78	15,260.84	15,199.95	15,513.44	20,550.17
	ごみST	7,757.67	7,784.34	14,499.81	14,594.66	14,717.70	14,434.68	14,502.47	14,443.03	14,663.37	19,698.72
	公共施設	624.30	643.64	704.82	688.08	694.50	731.10	758.37	756.92	850.07	851.45
	許可業者	15,519.73	15,854.02	16,176.00	16,554.41	16,691.71	16,449.92	16,705.70	16,724.65	16,896.64	15,461.89
	一般持込	3,771.46	3,537.86	2,700.20	2,859.78	3,226.05	3,278.55	3,413.72	3,409.14	4,313.40	4,882.33
	家庭系	467.20	1,045.08	571.33	628.07	631.42	550.18	650.85	665.59	827.62	1,036.54
	事業系	3,304.26	2,492.78	2,128.87	2,231.71	2,594.63	2,728.37	2,762.87	2,743.55	3,485.78	3,845.79
	計	73,798.11	73,822.87	73,606.61	74,312.50	75,098.78	73,982.45	73,958.13	73,419.38	75,038.21	73,897.59
	燃やせないごみ	直営収集	241.93	183.16	214.13	190.45	152.28	134.16	144.16	168.12	142.72
委託収集		12,671.02	12,829.40	3,699.67	3,417.19	3,395.10	3,270.33	3,301.71	3,255.70	2,807.62	3,032.04
一般持込		488.74	780.84	568.16	597.10	599.06	843.94	748.13	712.09	618.11	588.95
家庭系		261.80	596.02	485.08	518.36	532.79	778.22	683.26	654.02	571.92	538.05
事業系		226.94	184.82	83.08	78.74	66.27	65.72	64.87	58.07	46.19	50.90
計	13,401.69	13,793.40	4,481.96	4,204.74	4,146.44	4,248.43	4,194.00	4,135.91	3,568.45	3,823.69	
粗大ごみ	直営収集	321.50	299.61	323.81	285.83	297.28	307.09	294.31	297.26	263.40	365.51
	一般持込	1,262.38	860.73	1,351.04	1,233.15	1,313.52	1,160.55	1,369.15	1,692.13	1,995.02	2,004.03
	家庭系	1,208.64	824.58	1,298.77	1,201.66	1,281.40	1,132.86	1,326.58	1,664.52	1,959.15	1,970.71
	事業系	53.74	36.15	52.27	31.49	32.12	27.69	42.57	27.61	35.87	33.32
計	1,583.88	1,160.34	1,674.85	1,518.98	1,610.80	1,467.64	1,663.46	1,989.39	2,258.42	2,369.54	
その他	特定廃棄物	135.13	142.76	41.79	37.15	38.34	42.13	42.76	49.67	47.61	65.89
	直営収集	113.31	116.60	12.52	11.86	11.59	12.61	12.83	13.57	13.72	18.34
	一般持込	21.82	26.16	29.27	25.29	26.75	29.52	29.93	36.10	33.89	47.55
	家電4品目	14.88	14.36	16.27	16.21	16.29	14.90	14.63	11.55	12.52	14.43
	乾電池等	60.00	50.00	70.00	60.00	60.00	60.00	55.00	60.00	55.00	60.00
	直接埋立物	674.06	613.81	627.83	559.33	569.36	413.32	455.60	346.06	356.22	353.03
	家庭系	390.80	360.01	361.28	307.30	140.42	196.95	221.15	182.44	167.73	113.75
事業系	283.26	253.80	266.55	252.03	428.94	216.37	234.45	163.62	188.49	239.28	
計	884.07	820.93	755.89	672.69	683.99	530.35	567.99	467.28	471.35	493.35	
計(ごみ)	89,667.75	89,597.54	80,519.31	80,708.91	81,540.01	80,228.87	80,383.58	80,011.96	81,336.43	80,584.17	
資源(市収集分)	古紙類	8,757.90	9,017.13	9,359.18	8,863.68	8,207.33	7,394.57	6,177.49	5,741.91	4,854.39	5,215.17
	飲料缶	260.02	262.36	332.07	319.08	306.25	293.73	271.21	259.96	267.40	311.00
	びん	1,248.12	1,313.76	1,819.82	1,794.67	1,802.48	1,718.09	1,646.39	1,593.10	1,556.91	1,600.65
	ペットボトル	592.76	569.47	766.64	759.33	761.94	759.97	768.04	785.75	799.77	827.25
	プラスチック製容器包装	114.41	53.09	3,109.21	2,884.68	2,820.89	2,690.18	2,575.53	2,607.94	2,761.27	2,816.92
	金属類(小型家電含)	-	-	670.20	450.02	360.96	430.29	427.26	664.95	937.95	1,120.85
	廃食油	9.79	9.48	13.32	11.93	12.17	12.27	11.63	11.67	11.39	12.26
	計(資源)	10,983.00	11,225.29	16,070.44	15,083.39	14,272.02	13,299.10	11,877.55	11,665.28	11,189.08	11,904.10
計(ごみ+資源)	100,650.75	100,822.83	96,589.75	95,792.30	95,812.03	93,527.97	92,261.13	91,677.24	92,525.51	92,488.27	
一人一日当たりごみ排出量(g/人/日)	891.30	893.59	854.10	845.62	841.10	823.02	812.00	806.78	812.53	816.56	
資源(資源回収団体回収分)	3,965.43	3,373.83	3,072.98	2,966.16	2,892.32	2,701.38	2,486.41	2,199.76	1,942.27	744.35	
総合計	104,616.18	104,196.66	99,662.73	98,758.46	98,704.35	96,229.35	94,747.54	93,877.00	94,467.78	93,232.62	

イ 資源化量の推移

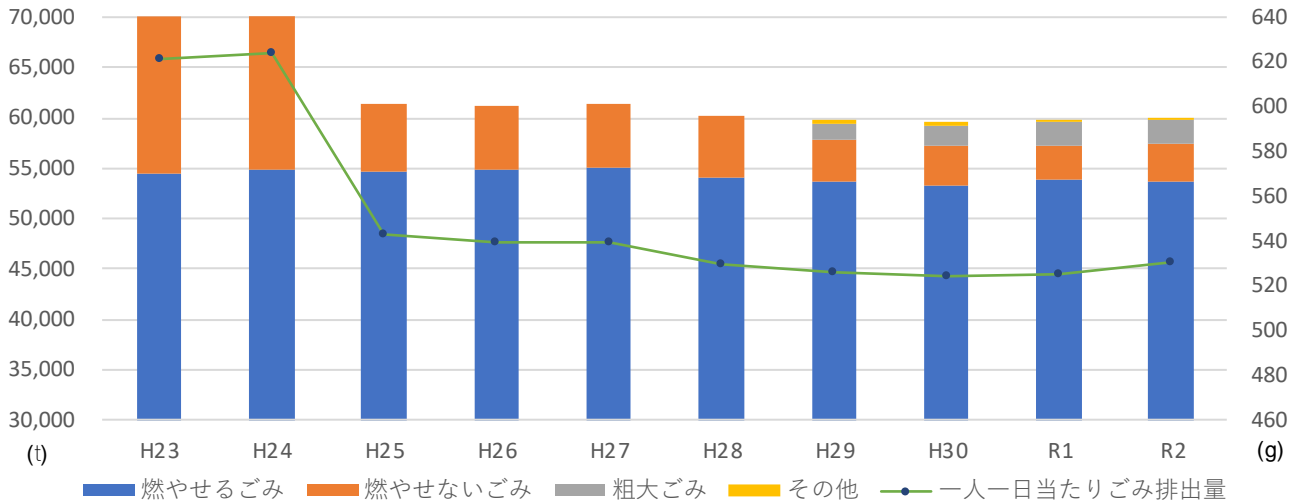


(単位：t)

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
市 収 集 分	古紙類	8,757.90	9,017.13	9,539.50	8,863.68	8,109.85	7,324.92	6,107.87	5,674.04	4,780.95	5,138.83
	新聞	3,928.45	4,097.39	4,142.76	3,858.14	3,536.65	3,073.97	2,222.04	1,865.32	1,466.71	1,426.25
	雑誌	2,384.07	2,623.13	2,875.69	2,637.53	2,398.77	2,185.26	1,902.12	1,877.97	1,591.70	1,712.94
	段ボール	1,747.72	1,637.51	1,762.53	1,697.53	1,650.84	1,598.38	1,538.78	1,477.44	1,303.35	1,457.45
	牛乳パック	50.82	48.85	55.67	52.01	47.70	44.44	40.52	40.37	37.09	45.01
	古着	646.84	610.25	702.85	618.47	475.89	422.87	404.41	412.94	382.10	497.18
	飲料缶	208.84	206.14	264.18	257.44	239.82	244.73	228.10	214.54	190.99	262.05
	びん	1,038.17	1,066.01	1,461.24	1,426.60	1,302.33	1,387.91	1,274.37	1,214.72	1,186.19	1,160.75
	ペットボトル	480.17	483.33	639.09	633.39	628.64	622.65	622.30	627.82	619.27	615.50
	プラスチック製容器包装	106.65	51.65	2,950.57	2,763.45	2,691.98	2,561.82	2,445.93	2,440.18	2,588.23	2,612.14
	金属類(小型家電含む)	-	-	670.20	450.02	360.96	430.29	427.26	307.20	226.35	274.39
	乾電池等※	60.00	50.00	70.00	60.00	60.00	60.00	-	-	-	-
	廃食油	9.79	9.48	13.32	11.93	12.17	12.27	11.63	11.67	11.39	12.26
	計	10,661.52	10,883.74	15,608.10	14,466.51	13,405.75	12,644.59	11,117.46	10,490.17	9,603.37	10,075.92
資 源 回 収 団 体 分	新聞	2,440.03	2,110.97	1,913.79	1,850.72	1,792.10	1,654.28	1,486.18	1,267.08	1,113.66	369.62
	雑誌	864.69	707.40	661.17	626.48	629.43	577.61	551.02	519.54	451.48	189.52
	段ボール	480.65	402.61	356.48	352.13	337.60	342.12	324.55	295.35	263.58	135.33
	牛乳パック	24.73	20.78	19.44	19.22	19.61	19.13	19.90	18.42	18.75	8.65
	古着	103.75	88.32	81.11	76.65	71.26	66.91	65.59	62.49	58.62	16.61
	アルミ缶	51.34	43.49	40.99	40.96	42.32	41.33	39.17	36.88	36.18	24.62
	びん	0.24	0.26	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	計	3,965.43	3,373.83	3,072.98	2,966.16	2,892.32	2,701.38	2,486.41	2,199.76	1,942.27	744.35
ク リ ン セ ン タ ー 処 理 分	破碎鉄屑等	2,152.78	2,089.10	1,143.45	1,092.25	1,074.62	952.91	929.11	1,186.37	1,333.07	1,437.42
	破碎アルミ	148.86	126.40	75.29	70.38	69.59	60.84	54.99	63.05	73.14	78.72
	メタル	197.76	225.76	134.83	142.81	102.09	90.38	0.00	0.00	0.00	0.00
	スラグ	3,876.99	4,475.60	3,670.91	3,869.58	3,276.56	1,673.55	503.86	0.00	0.00	0.00
	焼却灰	495.65	522.20	994.36	995.37	998.74	1,109.36	2,994.92	2,996.73	2,994.52	2,999.29
	計	6,872.04	7,439.06	6,018.84	6,170.39	5,521.60	3,887.04	4,482.88	4,246.15	4,400.73	4,515.43
資源化量計	21,498.99	21,696.63	24,699.92	23,603.06	21,819.67	19,233.01	18,086.75	16,936.08	15,946.37	15,335.70	
総合計(ごみ排出量)	104,616.18	104,196.66	99,662.73	98,758.46	98,704.35	96,229.35	94,747.54	93,877.00	94,467.78	93,232.62	
資源化率(資源化量計/総合計)	20.55%	20.82%	24.78%	23.90%	22.11%	19.99%	19.09%	18.04%	16.88%	16.45%	

※使用済乾電池はH29から資源に含んでいない。

ウ 家庭系ごみの推移



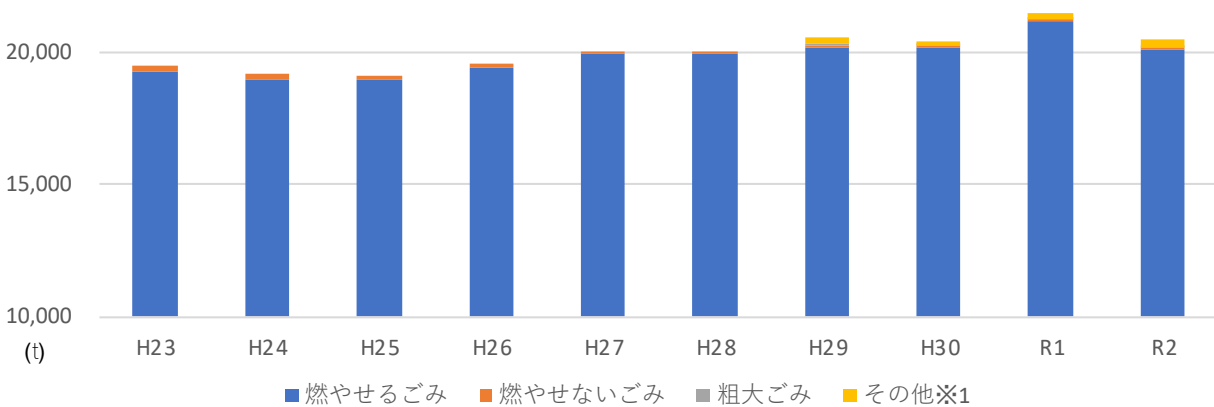
(単位:t)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
燃やせるごみ	54,492.77	54,832.43	54,596.92	54,838.30	55,117.94	54,073.06	53,731.19	53,194.26	53,805.72	53,738.46
燃やせないごみ	15,638.79	15,559.77	6,819.48	6,313.62	6,374.92	6,149.87	4,129.13	4,077.84	3,522.26	3,772.79
粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	1,620.89	1,961.78	2,222.55	2,336.22
その他※1	-	-	-	-	-	-	333.54	303.66	282.86	254.07
家庭系ごみ計	70,131.56	70,392.20	61,416.40	61,151.92	61,492.86	60,222.93	59,814.75	59,537.54	59,833.39	60,101.54
人口(各年度3月31日現在)	308,539	309,119	309,833	310,358	311,236	311,344	311,293	311,326	311,129	310,317
一人一日当たり ごみ排出量(g/人/日)	621.04	623.89	543.08	539.83	539.83	529.94	526.44	523.94	525.44	530.62

※1 その他=特定廃棄物+家電4品目+使用済乾電池等+直接埋立物(家庭系)

※H28までは、粗大ごみ・その他は燃やせないごみに合算

エ 事業系ごみの推移



(単位:t)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
燃やせるごみ	19,305.34	18,990.44	19,009.69	19,474.20	19,980.84	19,940.22	20,226.94	20,225.12	21,232.49	20,159.13
燃やせないごみ	227.22	214.90	93.22	82.79	66.31	65.72	64.87	58.07	46.19	50.90
粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	42.57	27.61	35.87	33.32
その他※1	-	-	-	-	-	-	234.45	163.62	188.49	239.28
事業系ごみ計	19,532.56	19,205.34	19,102.91	19,556.99	20,047.15	20,005.94	20,568.83	20,474.42	21,503.04	20,482.63

※1 その他=直接埋立物(事業系)

※H28までは、粗大ごみ・その他は燃やせないごみに合算

(3) ごみ処理量

(単位：t)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
直接焼却物	73,798.11	73,822.87	73,426.29	74,312.50	75,098.78	73,982.45	73,958.13	73,419.38	75,038.21	73,897.59
直接破碎物	15,111.30	15,089.06	6,186.02	5,751.55	5,609.32	5,564.13	5,723.99	6,406.47	5,620.65	5,975.14
直接埋立物	670.43	613.81	627.83	559.33	745.78	595.58	621.02	551.82	597.69	620.26
処理困難物	9.40	7.44	12.58	9.32	9.84	11.81	10.81	12.17	12.36	16.75
家電4品目	14.88	14.36	16.27	16.21	16.29	14.90	14.63	11.55	12.52	14.43
使用済乾電池等	60.00	50.00	70.00	60.00	60.00	60.00	55.00	60.00	55.00	60.00
直接資源化物	10,983.00	11,225.29	16,250.76	15,083.39	14,272.02	13,299.10	11,877.55	11,665.28	11,189.08	11,904.10
合計	100,647.12	100,822.83	96,589.75	95,792.30	95,812.03	93,527.97	92,261.13	92,126.67	92,525.51	92,488.27

(4) ごみ質(燃やせるごみ)分析結果(湿ベース)

(単位：%)

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
成分	水分	41.20	44.90	30.88	32.80	39.00	41.30	45.53	30.10	25.55	27.40
	灰分	5.40	7.20	9.41	8.00	6.30	7.10	6.57	10.15	8.55	10.40
	可燃分	53.40	47.90	59.71	59.20	54.70	51.60	47.90	59.75	65.90	62.20
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
組成	紙・布類	51.20	45.80	49.01	45.50	43.99	36.10	37.05	32.46	45.70	27.27
	ビニール合成樹脂類	15.30	13.80	11.64	11.50	11.24	12.50	14.41	9.29	10.50	9.20
	木・竹・ワラ類	20.30	18.20	22.29	27.20	16.31	20.40	22.93	39.01	29.70	47.65
	厨芥類	11.00	20.20	14.22	13.80	26.46	28.50	21.81	14.54	11.20	12.95
	不燃物類	1.60	1.10	1.34	0.60	0.96	1.10	1.25	2.66	1.60	1.58
	その他	0.60	0.90	1.50	1.40	1.04	1.40	2.55	2.04	1.30	1.35
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(5) 最終処分場搬入量

(単位：t)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
焼却残灰	6,518.52	5,351.63	3,774.59	4,354.97	4,309.54	6,196.66	4,234.25	4,403.36	4,120.36	4,633.38
破碎不燃物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,073.85	1,093.40	1,243.67	1,340.50
焼却鉄残渣	343.48	512.62	383.77	207.37	250.68	256.06	0.00	0.00	0.00	0.00
砂・石等	453.51	386.40	425.35	427.96	608.88	398.63	430.01	369.38	429.96	506.51
側溝汚泥	216.92	227.41	202.48	131.37	136.90	196.95	191.01	182.44	167.73	113.75
計	7,532.43	6,478.06	4,786.19	5,121.67	5,306.00	7,048.30	5,929.12	6,048.58	5,961.72	6,594.14
スラグ	84.69	470.55	0.00	11.99	0.00	0.00	397.69	521.85	0.00	0.00
搬入車両数(台)	1,463	1,427	1,139	1,093	1,073	1,098	1,752	1,696	1,688	1,724
搬入日数(日)	249	244	228	236	234	235	230	234	230	235

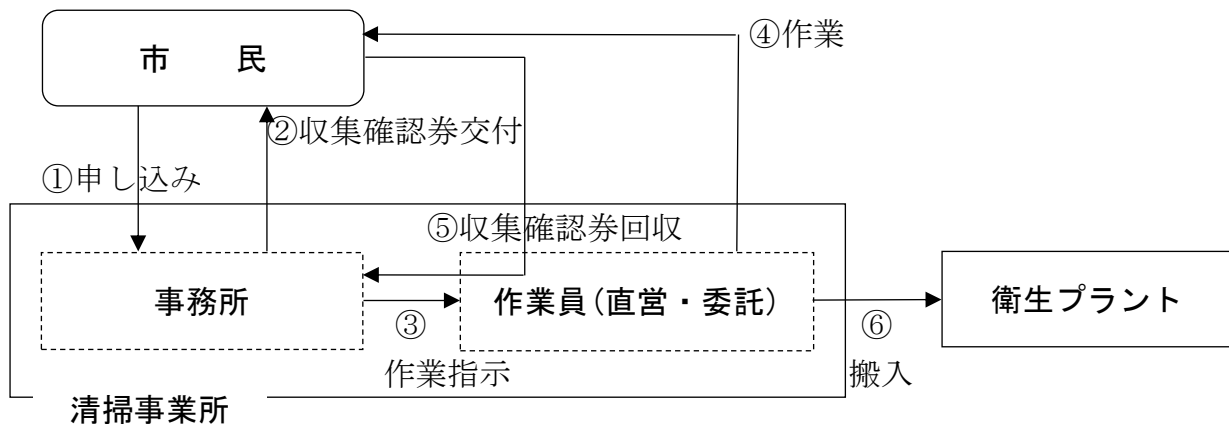
(6) 犬・猫等死体処理

(単位：頭)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
有料	847	780	806	805	778	804	785	813	794	688
無料	2,003	1,899	1,975	2,032	1,999	2,058	2,045	1,932	1,736	1,717
計	2,850	2,679	2,781	2,837	2,777	2,862	2,830	2,745	2,530	2,405

VI し尿処理

1 し尿収集のしくみ



2 し尿収集手数料の支払方法

区分	手数料の額	納付方法・納付時期
定額制	世帯割	前納（年2回：前期5月末日、 後期11月末日）
	1世帯につき月額200円	
	人員割	1人につき月額100円
従量制	360につき154円	後納（年2回：前期11月末日、 後期翌年4月末日）
仮設トイレ	基本割	後納 随時
	1基1回につき1,000円	
	従量制	360につき154円

3 し尿の収集・処理実績

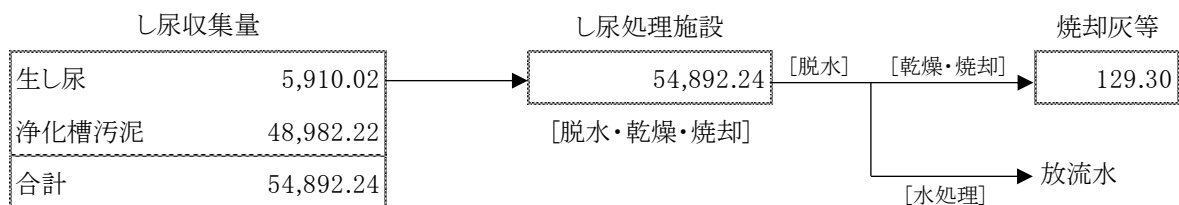
(1) 処理対象人口の推移

各年度3月31日(単位：人)

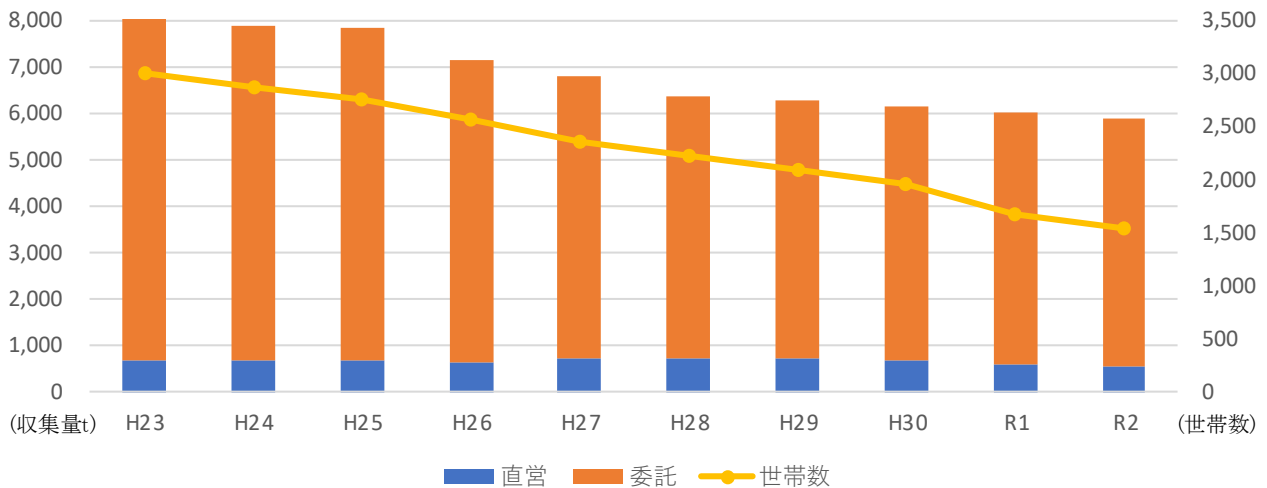
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
行政区域内人口	308,539	309,119	309,833	310,358	311,236	311,344	311,293	311,326	311,129	310,317
水洗化人口(公共下水道)	194,066	195,456	196,722	197,835	199,232	201,031	202,266	202,700	204,164	205,232
水洗化人口(浄化槽)	108,613	108,146	107,903	107,708	107,619	106,313	105,299	105,166	103,814	102,237
し尿収集人口	5,860	5,517	5,208	4,815	4,385	4,000	3,728	3,460	3,151	2,848

(2) 令和2年度し尿処理実績

(単位：t)

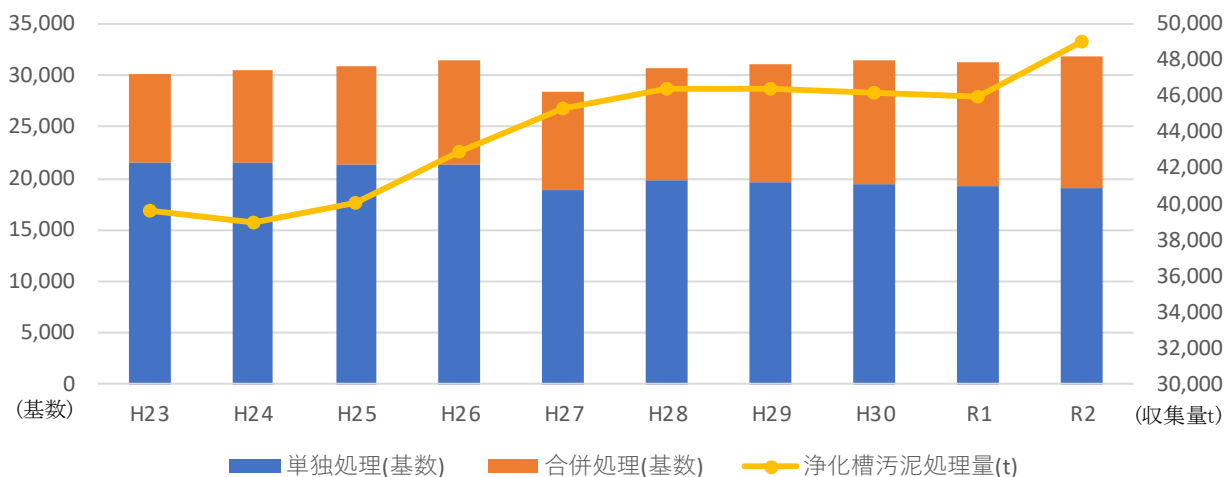


(3) し尿収集量の推移



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
直営収集量(t)	687.13	678.02	698.82	643.24	723.88	699.95	711.03	657.92	605.69	551.87
委託業者収集量(t)	7,696.77	7,239.73	7,148.32	6,536.87	6,084.42	5,680.97	5,575.48	5,495.64	5,410.16	5,358.15
収集量合計(t)	8,383.90	7,917.75	7,847.14	7,180.11	6,808.30	6,380.92	6,286.51	6,153.56	6,015.85	5,910.02
収集世帯数(世帯)	3,008	2,877	2,757	2,578	2,362	2,235	2,099	1,969	1,685	1,549

(4) 浄化槽設置基数及び浄化槽汚泥処理量の推移



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
単独処理(基数)	21,617	21,457	21,320	21,268	18,787	19,750	19,574	19,424	19,235	19,043
合併処理(基数)	8,617	9,104	9,575	10,175	9,589	10,996	11,487	11,988	12,089	12,868
計	30,234	30,561	30,895	31,443	28,376	30,746	31,061	31,412	31,324	31,911
浄化槽汚泥処理量(t)	39,582.65	39,028.74	40,044.76	42,901.63	45,291.14	46,434.43	46,372.59	46,226.86	45,943.60	48,982.22

Ⅶ 令和2年度各種事業・制度の実績

1 啓発事業

(1) かすがいクリーン大作戦(昭和61年度～)

市民参加による快適で住みよい街づくりを目指し、春・秋の年2回、清掃活動を実施している。令和2年度は当日38,180名の参加があり、約213トンのごみを収集した。

(春季は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。)



(2) 環境美化推進運動(平成11年度～)

ポイ捨て及びふん害の防止について、市民の関心と理解を深めるため、「春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」の趣旨に基づき、市民、事業者、各種団体の参加により、各種の環境美化推進運動を実施している。令和2年度は、JR・名鉄の各駅前で啓発・清掃活動を実施した。



(3) 社会科副読本「くらしとごみ」の作成(昭和62年度～)

小学生のときからごみ減量と分別意識を培うことを目的として、市立小学校社会科教諭で組織される社会科研究会と共同で編集し、毎年改訂発行している。

(4) 青空教室(平成元年度～)

小学校と保育園・幼稚園を対象に実施している。

小学校は4年生を対象とした社会科総合学習の授業として平成元年度から実施している。市職員が市のごみ処理の状況、ごみの減量、リサイクルの必要性等を社会科副読本「くらしとごみ」を使って説明するとともに、ごみ収集車にごみを積み込む体験をさせている。

保育園等では、幼児期からのごみに係わる環境教育として平成25年度から実施している。園児にごみの分別を説明するとともに、園児を通じた各家庭へのごみの分別の周知・啓発を目的としている。

(令和2年度実績 小学校34校、保育園・幼稚園・認定こども園15園)



(5) **ごみ減量3R推進事業所認定制度**（平成16年度～）

平成17年3月からごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組む事業所を認定する制度を創設し、その事業所の取り組みを広く紹介することで、市民や事業者のごみの減量及びリサイクルに対する意識の高揚を図る。

（令和3年4月1日現在9事業者）



(6) **レジ袋の削減に関する協定**（平成21年度～）

ごみ減量、地球温暖化防止及び循環型社会を目指すため、市内の市民団体や事業者と協定を締結し、平成21年4月から市内のスーパー、ドラッグストアを中心にレジ袋の有料化を実施した。

令和2年度は、13事業者25店舗が実施。

(7) **空き缶等散乱防止協定**（平成8年度～）

空き缶等散乱ごみの防止に努めるため、市内事業者呼びかけ、締結している。協定の内容は、従業員に対する啓発や事業所周辺の清掃等。

（令和3年4月1日現在105社）

(8) **環境美化指導員による巡視及び清掃**（平成8年度～）

「春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき環境美化指導員を採用し、公園・道路・河川等を清潔に保つため、巡視及び清掃を実施している。

(9) **ごみ減量紙芝居の作成・貸し出し**（平成18年度～）

平成18年度に市内の公立保育園3園の保育士の協力を得て、「もったいない」や「ごみ」をテーマにした幼児用の紙芝居3作品を作成した。

保育園、幼稚園等に配布するとともに、図書館等での貸し出しを実施している。

(10) エコメッセ春日井（リサイクルプラザ）における啓発事業

事業名	内 容	実 績
リサイクル講座	ごみ減量とリサイクルに関する講座を開催	開催回数 33 回 参加者 528 人
再利用品(家具類・自転車)の展示・販売	粗大ごみの中で再利用可能な家具類や自転車を修理して、展示スペースに陳列し、抽選・販売	開催回数 4 回 家具類 73 点 自転車 37 点 参加者 860 人
おもちゃの病院かすがいと不用品おもちゃ交換市	壊れたおもちゃの修理と不用になったおもちゃの交換会を開催	開催回数 8 回 参加者 347 人
フリーマーケット	家庭での不用品を販売するためフリーマーケットを開催	開催回数 0 回 出店数 0 店 参加者 0 人
リサイクルプラザ情報	家庭での不用品を登録し、必要の人に紹介	登録数 38 件 成 立 5 組
エコ先案内人	ごみの減量、資源の再利用、4R等について、「エコ紙芝居」「絵本」「エコかるた」を利用して、分かりやすく解説	開催回数 8 回 参加者 177 人
エコメッセフェスタ	環境やリサイクルに関する展示及び来場者が参加できる催しを通じて、エコメッセ春日井をアピール	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(11) その他

クリーンセンター等の工場見学、各種行事への参加による啓発を実施している。

2 資源化事業

(1) 資源回収団体奨励金交付制度（昭和 56 年度～）

地域の家庭系廃棄物から資源を回収することにより、ごみの減量と資源化を図る。昭和 56 年度から子ども会、学校、町内会等の資源回収団体に対し、資源回収量に応じた奨励金を交付している。

資源回収団体内訳

(単位：件)

	団体数合計	町内会	子ども会	老人クラブ	学校	その他
H23	218	15	134	11	41	17
H24	201	14	124	10	37	16
H25	192	12	118	10	36	16
H26	185	10	112	10	36	17
H27	179	10	105	10	37	17
H28	171	9	101	9	37	15
H29	163	10	99	7	36	11
H30	156	10	92	5	40	9
R1	144	10	82	7	35	10
R2	95	10	50	7	20	8

資源回収団体資源回収量（5円/kg）

(単位：t、100 kg未満四捨五入)

	古紙	古着	アルミ缶	ガラスびん	合計	奨励金額(円)
H23	3,810.1	103.8	51.3	0.2	3,965.4	19,827,153
H24	3,241.8	88.3	43.5	0.2	3,373.8	16,869,131
H25	2,950.9	81.1	41.0	0.0	3,073.0	15,364,910
H26	2,848.5	76.7	41.0	0.0	2,966.2	14,830,791
H27	2,778.7	71.3	42.3	0.0	2,892.3	14,461,620
H28	2,593.1	66.9	41.3	0.0	2,701.3	13,506,894
H29	2,381.6	65.6	39.2	0.0	2,486.4	12,432,036
H30	2,100.4	62.5	36.9	0.0	2,199.8	10,998,781
R1	1,847.5	58.6	36.2	0.0	1,942.3	9,711,342
R2	703.1	16.6	24.6	0.0	744.3	3,721,714

(2) 家庭用生ごみ処理機による生ごみ減量事業

(平成 20 年度～)

生ごみの減量による燃やせるごみの排出抑制を促進するため、平成 20 年 7 月から家庭用生ごみ処理機について、1 世帯当たり 1 台まで購入金額の半額（上限 20,000 円）の補助を行っている。

令和 2 年 4 月からは、コンポスト等安価なものも補助対象とした。



(単位：円)

	補助数	補助金額
H23	54	1,059,600
H24	39	774,200
H25	22	440,000
H26	44	872,300
H27	40	775,700
H28	30	583,600
H29	29	507,400
H30	40	641,100
R1	46	772,200
R2	63	689,900

(3) 市役所での古紙回収及び再生紙利用の促進

(平成 3 年度～)

本庁舎の各課にアメニティバッグ（回収袋）を設置して、書き損じや使用済み用紙の回収を行っている。いっぱいになったアメニティバッグは、いったん庁舎内のストックヤードに保管した後、直接製紙工場に搬入している。

また、用度品にリサイクル品を指定する等再生紙の利用に努めている。

(単位：kg)

	回収量
H23	29,500
H24	30,070
H25	33,800
H26	34,830
H27	33,270
H28	31,990
H29	27,390
H30	29,140
R1	28,890
R2	26,190

(4) 廃食用油拠点収集

(平成 15 年 6 月～)

植物性廃食用油を公共施設 18 ヶ所で月 2 回拠点収集している。収集した廃食用油は精製し（民間業者）、軽油代替燃料（バイオディーゼル燃料）として、ごみ収集車 2 台（パッカー車 1 台、ダンプ車 1 台）の燃料に使用している。

(単位：ℓ)

	回収量	使用量 (精製後)
H23	10,880	8,400
H24	10,530	6,625
H25	14,800	8,164
H26	13,250	9,923
H27	13,520	9,083
H28	13,630	10,575
H29	12,920	9,035
H30	12,965	9,115
R1	12,656	8,600
R2	13,620	8,352



3 不法投棄防止事業（平成 13 年度～）

山野部の空き地や道路端で発生する家具や自転車、家電製品等の不法投棄防止のため、清掃事業所内に清掃パトロール担当を設置し、監視パトロール及び土地所有者への管理指導を行っている。また、ホームページ等で不法投棄未然防止記事や不法投棄現場写真を掲載し、啓発している。

さらに、不法投棄多発地域に監視カメラを設置し、不法投棄の抑止に努めている。平成 23 年度からは、不法投棄多発地域にモデル地区を選定し、地域住民と合同パトロールを行うとともに、平成 25 年度からは自主防犯団体との合同パトロールを行い、地域団体と連携した不法投棄対策を実施している。また、平成 27 年度からは、事業者との合同パトロールも実施している。



不法投棄等撤去状況

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数	298	190	74	124	108	213	348	333	364	361
個数	806	517	167	369	387	611	608	682	612	692

4 その他

(1) 春日井市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、平成 6 年度に設置し、令和 2 年度は主に平成 31 年度における春日井市のごみの現状及びごみ処理基本計画における令和 2 年度の事業実施状況について審議した。

(2) ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会

市民相互の理解と協力によりきれいで快適なまちづくりを目的として結成された市民組織。平成 23 年度以降、不法投棄防止に関する活動を推進するための部会として、不法投棄連絡部会を設置している。

(3) さわやか収集

平成 15 年 6 月から 65 歳以上の一人暮らしで介護保険の要支援か要介護の認定を受けている、又は各種障害者手帳を交付されている方で、家庭ごみの持ち出しに身近な人の協力が得られない方を対象に玄関先等で一括収集している。令和 2 年度末は 253 世帯。

VIII これまでの事業・制度の実績

1 啓発事業

(1) 生ごみアドバイザーの設置（平成8年度～平成17年度）

生ごみの堆肥化を図り、生ごみの減量を促進するため、生ごみアドバイザーを委嘱し、ぼかし作り等講習会の講師や市民の生ごみに関する相談に対応していた。

各公民館・ふれあいセンターでのぼかし作り講習会の開催等、市民団体の自主的な活動が定着したことにより、平成18年3月末で廃止。

2 資源化事業

(1) 生ごみ堆肥化容器等による生ごみ堆肥化事業（平成4年度～平成15年度）

生ごみの減量と再資源化を図るため、平成4年度から生ごみ堆肥化容器について、1世帯に2基まで半額（上限3千円）の補助を行っていたが、平成14年3月末で廃止した。平成6年度から生ごみ発酵用密閉バケツについて、1世帯4個まで半額（上限500円）の補助を行い、平成12年度から家庭用生ごみ処理機についても1世帯当たり1台まで半額（上限15,000円）の補助を行った。いずれも平成16年3月末で廃止。

年度	生ごみ堆肥化容器		密閉バケツ		家庭用生ごみ処理機	
	補助数	補助金額(円)	補助数	補助金額(円)	補助数	補助金額(円)
H4	3,615	10,423,525	-	-	-	-
H5	1,069	3,061,610	-	-	-	-
H6	538	1,511,665	5,387	2,377,400	-	-
H7	313	884,160	2,207	944,625	-	-
H8	229	630,000	1,279	603,570	-	-
H9	253	690,275	1,151	550,275	-	-
H10	350	863,535	1,875	923,195	-	-
H11	261	650,900	1,267	616,325	-	-
H12	173	422,955	585	283,990	963	14,396,637
H13	140	359,590	420	206,045	403	6,014,340
H14	-	-	370	181,750	288	4,248,300
H15	-	-	363	176,925	230	3,429,950

(2) 空き缶資源化事業 (平成2年度～平成14年9月)

(単位: kg)

市内から散乱する空き缶を無くすと同時に、空き缶の資源化を推進するため実施。市内11公共施設にくうかん鳥19台を設置し、2缶で1枚の補助券を交付し、リサイクル品と交換していた。平成14年10月からごみステーションでの資源収集が市全域に拡大したことにより、同年9月末で廃止。

年度	アルミ缶	スチール缶	合計
H2	149,380	347,913	497,293
H3	2,082,099	4,119,823	6,201,922
H4	3,554,895	7,239,300	10,794,195
H5	4,458,824	8,042,705	12,501,529
H6	8,289,217	9,658,521	17,947,738
H7	10,336,646	10,682,046	21,018,692
H8	11,144,790	11,211,526	22,356,316
H9	12,622,457	10,927,423	23,549,880
H10	8,622,860	6,389,024	15,011,884
H11	6,188,744	3,816,281	10,005,025
H12	4,801,213	2,706,587	7,507,800
H13	3,865,645	1,830,166	5,695,811
H14	1,735,445	759,987	2,495,432

(3) ガラスびん回収事業 (平成3年度～平成14年9月)

(単位: t)

リターナブルびんの回収が減少し、ごみとして排出されるようになったため、平成3年度から月2回の定期回収を開始した。色の4分別の箱を概ね50世帯に1ヶ所の割合でごみステーション(集積場)に常設した。

平成12年度までに540ヶ所設置し、月2回市職員が回収していた。

平成5年5月から酒販売小売組合との協議により、店先にもガラスびん回収箱を設置し、月2回中継地点へ組合員が運搬し、そこからクリーンセンター内のストックヤードへ市が運搬していた。平成14年10月からごみステーションでの資源収集が市全域に拡大したことにより、同年9月末で廃止。

年度	無色	茶	その他	合計
H3	20.3	15.2	8.26	43.76
H4	106	122.42	52.2	280.62
H5	229.45	228.7	90.4	548.55
H6	317.45	277.68	111.7	706.83
H7	338.82	304.52	120.34	763.68
H8	377.85	350.67	149.23	877.75
H9	402.32	394.9	178.24	975.46
H10	467.23	427.94	243.16	1,138.33
H11	491.37	444.76	226.19	1,162.32
H12	508.93	443.82	218.56	1,171.31
H13	490.63	411.85	687.78	1,590.26
H14	518.37	400.01	218.72	1,137.10

(4) 発泡スチロールトレイ回収事業 (平成4年度～平成12年度) (単位: kg)

クリーンセンターの焼却炉の保護、最終処分場の延命化のため、プラスチックごみの減量と再資源化を図るため、回収されたトレイは発泡スチレンシート工業会の会員会社にて文房具、植木鉢等に再生していた。平成13年3月末で廃止。

年度	市が関与しているトレイ回収協力店	独自にトレイを回収している店舗	合計店舗数
H4	14店舗	3,227.7	4店舗
H5	16店舗	11,766.4	7店舗
H6	15店舗	13,980.8	8店舗
H7	15店舗	16,134.4	8店舗
H8	15店舗	17,017.6	8店舗
H9	16店舗	25,728.0	8店舗
H10	16店舗	43,216.0	8店舗
H11	16店舗	49,974.4	9店舗
H12	16店舗	53,392.0	9店舗

(5) 牛乳パック類資源化事業 (平成2年度～平成14年9月) (単位: kg)

平成2年度から5年度までボランティア団体による年4回の集団回収を援助した。

また、平成3年度から、いつでも出せる場所を提供するため、市内13公共施設に回収箱を設置し、パック5枚で1枚の補助券(くうかん鳥と共通)を交付し、リサイクル品と交換していた。平成14年10月からごみステーションでの資源収集が市全域に拡大したことにより、同年9月末で廃止。

年度	公共施設	資源回収団体	ボランティア団体	合計
H2	-	7,626	10,430	18,056
H3	8,530	16,368	17,280	42,178
H4	41,490	13,687	10,260	65,437
H5	56,560	14,068	3,680	74,308
H6	78,380	12,731	-	91,111
H7	76,630	16,285	-	92,915
H8	83,250	13,331	-	96,581
H9	93,290	10,700	-	103,990
H10	83,810	15,019	-	98,829
H11	69,170	19,295	-	88,465
H12	75,090	18,653	-	93,743
H13	66,240	16,591	-	82,831
H14	80,740	18,067	-	98,807

(6) ペットボトル回収事業 (平成6年度～平成14年9月)

プラスチック系ごみの減量とリサイクルのため、市内の公立小中学校(53校)と公共施設(13ヶ所)で回収を始めた。平成8年度からは地域での回収も始め、市内10地区と酒販店等19店で回収していた。平成14年10月からごみステーションでの資源収集が市全域に拡大したことにより、同年9月末で廃止。(単位: t)

年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
回収量	3,230	11,650	16,750	42,339	89,099	132,248	173,780	241,790	295,160

Ⅸ 許可業者

1 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者

No.	業者名	所在地	電話	備考
1	大和エネルギー(株)	春日井市瑞穂通6丁目17番地1	0568-37-0010	
2	三和清掃(株)	小牧市大字本庄2613番地114	0568-79-2740	
3	(株)長田清掃	春日井市勝川町1丁目5番地11	0568-33-5251	
4	(有)浅井商店	春日井市御幸町1丁目5番地1	0568-32-7110	
5	フジエイ(有)	春日井市上田楽町1873番地	0568-84-5151	
6	(株)岩田清掃	春日井市鳥居松町4丁目32番地	0568-84-3114	
7	(株)クリーンサービス	春日井市庄名町1011番地38	0568-51-1185	
8	(株)フィルテック	岐阜県可児市広見1丁目47番地	0574-62-2121	
9	(株)美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1	0584-66-3657	実験動物の 屍体等限定
10	(有)ムツミ	春日井市大泉寺町217番地59	0568-84-7438	
11	(有)藤井金属	春日井市桃山町3069番地3	0568-84-1164	
12	(有)春日井紙料	春日井市花長町2丁目9番地9	0568-31-7326	
13	(有)芳村商店	春日井市東野新町2丁目9番地7	0568-84-2587	
14	(株)エムケイ	犬山市佐ヶ瀬3番地33	0568-69-0016	
15	(株)エコロダイワ	小牧市中央三丁目37番地	052-775-5589	
16	(株)三原興業	小牧市大字大草字久捨2989番地	0568-79-6765	
17	(有)ケーアイ	北名古屋市中村権現5番地	0568-24-0279	
18	名環サービス(株)	春日井市出川町2丁目31番地2	0568-51-7272	
19	サンユウ工業(株)	春日井市八田町7丁目1番地13	0568-89-0821	
20	(有)毎日リサイクル	春日井市長塚町1丁目72番地	0568-35-2255	
21	(株)名晃	岐阜県安八郡安八町東結1092番地1	0584-62-3411	
22	(株)海部清掃	あま市西今宿平割2番地6番地	052-441-5353	
23	(株)富士商行	春日井市桃山町3丁目191番地	0568-82-0789	
24	春日井運輸(株)	春日井市篠木町7丁目6番地7	0568-81-7126	
25	(有)野の山	春日井市牛山町字十三塚2510番地5	0568-33-2818	
26	(株)環境衛生	春日井市知多町1丁目46番地	0568-32-7575	
27	尾張衛生保繕(株)	春日井市出川町4丁目11番地10	0568-51-1729	
28	(株)サン春日井	春日井市上条町1丁目79番地	0568-83-4757	

2 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者及び浄化槽清掃業許可業者

No.	業者名	所在地	電話	備考
1	(株)環境衛生	春日井市知多町1丁目46番地	0568-32-7575	
2	尾張衛生保繕(株)	春日井市出川町4丁目11番地10	0568-51-1729	
3	(株)サン春日井	春日井市上条町1丁目79番地	0568-83-4757	
4	中衛工業(株)	名古屋市南区鶴里町三丁目11番地	052-811-8111	公共施設 限定
5	ノザキ(株)	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3552番地	052-431-1351	公共施設 限定
6	大昭工業(株)	名古屋市西区清里町18番地	052-503-5311	公共施設 限定
7	輪栄工業(株)	名古屋市中区新栄二丁目20番7号	052-241-3378	公共施設 限定
8	サニター(株)	名古屋市中区千代田五丁目12番23号	052-241-5759	公共施設 限定

3 一般廃棄物（ごみ）処分業許可業者

業者名	所在地	電話	備考
フルハシ EPO(株)	名古屋市中区金山一丁目14番18号	052-324-9088	木くず限定



X 参考資料

1 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成6年3月31日

条例第7号

春日井市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和47年春日井市条例第18号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 廃棄物の減量（第8条—第11条）
- 第3章 廃棄物の適正処理（第12条—第15条の5）
- 第4章 廃棄物減量等推進審議会（第16条・第17条）
- 第5章 廃棄物の処理手数料等（第18条—第24条）
- 第6章 技術管理者の資格（第25条）
- 第7章 雑則（第26条）
- 第8章 罰則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することによる廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（資源物を除く。）をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (4) 資源物 再利用を目的として廃棄物から分別収集する物をいう。

（平24条例35・一部改正）

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、前項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、及びその生じた廃棄物を自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。

3 事業者は、その事業活動による物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(指導及び助言)

第6条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関し必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項の規定により、一般廃棄物の処理についての計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めたときは、これを告示するものとする。

2 一般廃棄物処理計画に変更があった場合は、その変更の都度告示するものとする。

(平 20 条例 46・一部改正)

第2章 廃棄物の減量

(先導的役割)

第8条 市長は、廃棄物の処理に当たっては、分別による収集、資源の回収等を行うことにより、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。

2 市長は、物品の調達に当たっては、再生品の使用を促進する等により、自ら再利用による廃棄物の減量に努めなければならない。

(資源物回収等の推進)

第9条 市民は、自主的に資源物の集団回収等の活動に参加し、協力するよう努めなければならない。

(商品の購入)

第10条 市民は、廃棄物の減量及び生活環境の保全に配慮した商品を購入するよう努めなければならない。

(適正包装等の推進)

第 11 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等を回収することにより、その再利用の促進を図らなければならない。

第 3 章 廃棄物の適正処理

(占有者の協力義務)

第 12 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、家庭系廃棄物及び資源物（プラスチック製容器包装（プラスチック製の容器包装のうちペットボトルを除いたものをいう。）及び金属類のうち発火性のあるものに限る。）を排出するときは、市長が指定する袋を使用しなければならない。この場合において、廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、廃棄物を出す場所を常に清潔にしておかなければならない。

(平 18 条例 47・平 20 条例 46・平 24 条例 35・令 3 条例 11・一部改正)

(排出禁止物)

第 13 条 土地又は建物の占有者は、市長が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭系廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性又は引火性のある物
- (3) 著しく悪臭を発する物
- (4) 特別管理一般廃棄物
- (5) その他作業及び処理に支障を及ぼすおそれのある物

2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第 14 条 一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた缶、古紙その他の規則で定める資源物は、市長及び市長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平 20 条例 46・全改)

(処理施設における市長の指示等)

第 15 条 市民及び事業者は、市の施設に廃棄物を搬入する場合は、一般廃棄物処理計画に従い、搬入しなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反する市民又は事業者に対し、その廃棄物の受入れを拒否することができる。

(平 21 条例 43・一部改正)

(勧告)

第 15 条の 2 市長は、事業者が前条第 1 項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(平 21 条例 43・追加)

(命令)

第 15 条の 3 市長は、前条の規定による勧告に従わない者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(平 21 条例 43・追加)

(公表)

第 15 条の 4 市長は、第 15 条の 2 の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べる機会を与えなければならない。

(平 21 条例 43・追加)

(搬入の禁止)

第 15 条の 5 市長は、第 15 条の 3 の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、期限を定めて、その者の市の施設への廃棄物の搬入を禁止することができる。

(平 21 条例 43・追加)

第 4 章 廃棄物減量等推進審議会

(設置)

第 16 条 一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、春日井市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第 17 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 市職員

2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令 3 条例 11・一部改正)

第 5 章 廃棄物の処理手数料等

(多量の一般廃棄物の範囲)

第 18 条 法第 6 条の 2 第 5 項の規定により市長が運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる事業活動に伴う多量の一般廃棄物（し尿を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排出される一般廃棄物の量が 1 日平均 10 キログラム以上のもの
- (2) 一時に排出される一般廃棄物の量が 100 キログラム以上のもの

(平 13 条例 15・一部改正)

(指示に従わなかったときの処分手数料)

第 19 条 前条の規定による一般廃棄物を排出した者が、同条の指示に従わなかった場合において必要があるときは、市長は、その一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行う。この場合において、その土地又は建物の占有者から 10 キログラムにつき 300 円以内において、処分の態様に応じ、市長の定める手数料を徴収する。

(平 13 条例 15・一部改正)

(一般廃棄物の処理手数料)

第 20 条 前条に定める場合を除くほか、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、次表に掲げる種別に応じ、当該各欄に掲げる額の手数料を徴収する。

種別	区分	手数料の額
し尿	定額制／世帯割／人員制／	1 世帯につき 月額 200 円
		1 人につき 月額 100 円
	従量制	36 リットルにつき 154 円
	仮設トイレ／基本割／従量制／	1 基 1 回につき 1,000 円
36 リットルにつき 154 円		
浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽内及びディスポーザ排水処理システム排水処理槽内に生じた汚泥、スカム等	し尿処理施設に搬入したもの	1 キロリットルにつき 2,369 円
犬、猫等の死体	市が収集及び運搬したもの	1 頭につき 3,200 円
	市長が指定した場所に搬入したもの	1 頭につき 2,200 円
規則で定める粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。） （市が収集及び運搬したものに限る。）		1 個につき 1,000 円
特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）第 1 条に規定する機械器具（市長が認めるものに限る。以下「特定家庭用機械器具」という。）	市が収集及び運搬したもの	1 個につき 3,000 円
	市長が指定した場所に搬入したもの	1 個につき 2,000 円
電気式温水タンク、スプリングマットレス、自家用自動車タイヤその他の規則で定める廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）	市が収集及び運搬したもの	1 個につき 6,000 円以内で市長が定める額
	市長が指定した場所に搬入したもの	1 個につき 5,000 円以内で市長が定める額

上記以外の一般廃棄物（市長が指定した場所に搬入したものに限る。）	家庭系廃棄物	10 キログラム以上の部分につき 10 キログラムにつき 100 円
	事業系廃棄物	10 キログラムにつき 200 円

（平 12 条例 49・平 13 条例 15・平 15 条例 21・平 15 条例 48・平 19 条例 41・平 23 条例 15・令元条例 55・一部改正）

第 21 条 削除（平 13 条例 15）

（手数料の算定基礎）

第 22 条 この条例の規定による手数料の算定の基礎となる数量等については、市長の認定するところによる。

（平 15 条例 21・一部改正）

（手数料の減免等）

第 23 条 市長は、天災その他特別な事由があると認めるときは、この条例の規定により徴収する手数料を減免することができる。

2 第 19 条及び第 20 条の規定により既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) し尿収集を要しなくなったとき。

(2) 粗大ごみ、特定家庭用機械器具及び特定廃棄物処理に係る手数料を納付したことを示す証票を所有している者が、市外へ転出するとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

（平 12 条例 49・平 13 条例 15・平 15 条例 21・平 15 条例 48・一部改正）

（一般廃棄物処理業等の許可）

第 24 条 法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可（同条第 2 項の規定による更新及び法第 7 条の 2 第 1 項の規定による変更をする場合を含む。）若しくは法第 7 条第 6 項の規定による一般廃棄物処分業の許可（同条第 7 項の規定による更新及び法第 7 条の 2 第 1 項の規定による変更をする場合を含む。）又は浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可（同法第 37 条の規定による変更をする場合を含む。）を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請に際して、申請者は、次に掲げる手数料を納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請 1 件につき 5,000 円

(2) 一般廃棄物処分業の許可申請 1 件につき 5,000 円

(3) 浄化槽清掃業の許可申請 1 件につき 5,000 円

3 既納の手数料は、返還しない。

（平 15 条例 35・一部改正）

第 6 章 技術管理者の資格

（平 24 条例 44・追加）

第 25 条 法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
(平 24 条例 44・追加、平 31 条例 10・一部改正)

第 7 章 雑則

(平 24 条例 44・旧第 6 章繰下)

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

(平 24 条例 44・旧第 25 条繰下)

第8章 罰則

(平 20 条例 46・追加、平 24 条例 44・旧第 7 章繰下)

第 27 条 第 14 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(平 20 条例 46・追加、平 24 条例 44・旧第 26 条繰下)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 49 号)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 20 条の規定(粗大ごみのうち市が収集及び運搬したものに係る規定に限る。)は、平成 13 年 4 月 1 日以後に収集の申込みのある粗大ごみに係る手数料から適用する。

附 則 (平成 13 年条例第 15 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 13 年度における改正後の第 20 条の表上記以外の一般廃棄物の項に規定する手数料(以下「事業系一般廃棄物処理手数料」という。)は、同表の規定にかかわらず、次に定める額とする。

(1) 埋立による処分の場合 10 キログラムにつき 12 円

(2) 焼却による処分の場合 10 キログラムにつき 46 円

(3) 破碎による処分の場合 10 キログラムにつき 46 円

3 平成 14 年度における事業系一般廃棄物処理手数料は、改正後の第 20 条の表の規定にかかわらず、次に定める額とする。

(1) 埋立による処分の場合 10 キログラムにつき 14 円

(2) 焼却による処分の場合 10 キログラムにつき 51 円

(3) 破碎による処分の場合 10 キログラムにつき 51 円

4 平成 15 年度における事業系一般廃棄物処理手数料は、改正後の第 20 条の表の規定にかかわらず、次に定める額とする。

(1) 埋立による処分の場合 10 キログラムにつき 15 円

(2) 焼却による処分の場合 10 キログラムにつき 56 円

(3) 破碎による処分の場合 10 キログラムにつき 56 円

5 平成 16 年度における事業系一般廃棄物処理手数料は、改正後の第 20 条の表の規定にかかわらず、次に定める額とする。

(1) 埋立による処分の場合 10 キログラムにつき 16 円

(2) 焼却による処分の場合 10 キログラムにつき 61 円

- (3) 破砕による処分の場合 10 キログラムにつき 61 円
- 6 平成 17 年度における事業系一般廃棄物処理手数料は、改正後の第 20 条の表の規定にかかわらず、次に定める額とする。
 - (1) 埋立による処分の場合 10 キログラムにつき 17 円
 - (2) 焼却による処分の場合 10 キログラムにつき 66 円
 - (3) 破砕による処分の場合 10 キログラムにつき 66 円
- 7 平成 18 年度における事業系一般廃棄物処理手数料は、改正後の第 20 条の表の規定にかかわらず、次に定める額とする。
 - (1) 埋立による処分の場合 10 キログラムにつき 18 円
 - (2) 焼却による処分の場合 10 キログラムにつき 71 円
 - (3) 破砕による処分の場合 10 キログラムにつき 71 円
- 8 平成 19 年度における事業系一般廃棄物処理手数料は、改正後の第 20 条の表の規定にかかわらず、次に定める額とする。
 - (1) 埋立による処分の場合 10 キログラムにつき 19 円
 - (2) 焼却による処分の場合 10 キログラムにつき 76 円
 - (3) 破砕による処分の場合 10 キログラムにつき 76 円

附 則（平成 15 年条例第 21 号）

この条例は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 35 号）

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 48 号）

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 20 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日以後に収集の申込みのある一般廃棄物に係る手数料から適用し、同日前に収集の申込みのあった一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年条例第 47 号）

この条例は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 41 号）

この条例は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 46 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 43 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成 23 年度における改正後の第 20 条の表上記以外の一般廃棄物（市長が指定した場所に搬入したものに限る。）の部事業系廃棄物の項に規定する手数料（次項において「事

業系一般廃棄物処理手数料」という。)は、同表の規定にかかわらず、10 キログラムにつき 130 円とする。

- 3 平成 24 年度における事業系一般廃棄物処理手数料は、改正後の第 20 条の表の規定にかかわらず、10 キログラムにつき 170 円とする。

附 則 (平成 24 年条例第 35 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 44 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年条例第 10 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年条例第 55 号)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第 20 条の規定は、この条例の施行の日以後に収集及び運搬の申込み又は搬入のある一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に収集及び運搬の申込み又は搬入のあった一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年条例第 11 号)

- この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

平成6年3月31日

規則第15号

春日井市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則（昭和47年春日井市規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び条例の例による。

（指定袋）

第3条 条例第12条第2項に規定する市長が指定する袋は、内容物が識別できる程度の透明性を有するもので、次の表のとおりとする。

種類	色	容量
燃やせるごみ用	黄色	45リットル、30リットル、 10リットル
燃やせないごみ用	青色	
プラスチック製容器包装用	無色	
金属類（発火性危険物）用	赤色	

（平18規則70・追加、平24規則43・令3規則18・一部改正）

（収集又は運搬の禁止）

第3条の2 条例第14条第1項の規則で定める資源物は、缶、古紙、びん、ペットボトル、牛乳パック類、古繊維、プラスチック製容器包装及び金属類（特定家庭用機械器具及び特定廃棄物を除く。）とする。

2 条例第14条第2項の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書（第1号様式）により行うものとする。

（平20規則49・追加、平24規則43・一部改正）

（審議会の会長等）

第4条 春日井市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平18規則70・旧第3条繰下）

（審議会の会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 18 規則 70・旧第 4 条繰下)

(部会)

第 6 条 審議会に、専門的事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(平 18 規則 70・旧第 5 条繰下)

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境部ごみ減量推進課において処理する。

(平 13 規則 6・一部改正、平 18 規則 70・旧第 6 条繰下)

(市長の指示等)

第 8 条 条例第 24 条第 1 項の規定により許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が運搬すべき場所及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及びディスポーザ排水処理システム排水処理槽汚泥（以下「し尿等」という。）を除く。）

ア 場所 春日井市神屋町 1 番地 2 春日井市クリーンセンター

イ 方法 処分が安全衛生的に、かつ、作業が容易に行われるよう乾燥、破碎切断、梱包その他の処理を施すこと。

- (2) し尿等

ア 場所 春日井市御幸町 1 丁目 1 番地 2 春日井市衛生プラント

イ 方法 し尿等を安全衛生的に収集運搬及び搬入すること。

(平 14 規則 19・平 16 規則 27・平 19 規則 41・一部改正)

(手数料の徴収方法)

第 9 条 手数料は、次の方法により徴収する。ただし、市長において特に他の方法によることが適当であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 条例第 19 条に規定する手数料並びに第 20 条に規定する手数料のうち犬、猫等の死体に係るもの及びし尿処理施設又は市長が指定した場所に搬入したものに係るもの（次号に定めるものを除く。）については、収集、運搬及び処分又は搬入の都度市長の発行する納入通知書により徴収する。

- (2) 条例第 20 条に規定する手数料（し尿に係るものに限る。以下「し尿清掃手数料」という。）については、毎年 4 月 1 日に市長の発行する納入通知書により次の 2 期に分けて徴収する。

ア 前期分 5 月末日

イ 後期分 11 月末日

- (3) 条例第 20 条に規定する手数料（前 2 号に定めるものを除く。）については、収集までに徴収する。

2 市長は、転入その他の理由によりし尿清掃手数料の徴収について前項第2号の規定により難いと認めるときは、同号の規定にかかわらず、別に納期を定めることがある。

(平13規則6・平13規則16・平15規則27・平15規則50・平23規則20・一部改正)

(代執行の場合の手数料)

第10条 条例第19条の規定により徴収する手数料の額は、10キログラムにつき300円とする。

(平13規則16・平23規則20・一部改正)

(し尿清掃手数料の徴収の特例)

第11条 月の途中において新たにし尿収集に係る申込みをした場合の手数料については、その申込みをした日の属する月の翌月から、し尿収集を要しない旨の届出をした場合の手数料については、その届出をした日の属する月分までを徴収する。ただし、特別な事由によりこれによることが不相当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(し尿清掃手数料の区分)

第12条 し尿清掃手数料のうち、定額制に係るもの(以下「定額制料金」という。)については、市長が定めるし尿収集計画により収集を受けるものに適用し、従量制及び仮設トイレに係るもの(以下「従量制料金」という。)については、随時に収集を受けるものに適用する。

(平15規則50・一部改正)

(従量制料金の適用区分)

第13条 従量制料金は、次に掲げるものに適用する。

- (1) 世帯構成員(世帯人員又は常住人員をいう。)が11人以上のもの
- (2) 1つの便槽を2世帯以上で共同使用するもの
- (3) 同一敷地内で2つ以上の便槽があり、それぞれについて使用者数を区分できないもの
- (4) 同一敷地内で2つ以上の便槽があり、主となる一方が浄化槽又は公共下水道により処理されるもの
- (5) 1年を通じ月の半分以上使用しないもの
- (6) 便槽の不良により水が入る等し尿収集量が多くなるもの
- (7) 洗浄水を使用する便槽(改良トイレ等をいう。)
- (8) 事業所、飲食店等で不特定の者が使用するもの
- (9) 建設現場等で1つの住所地のし尿収集に要する時間が短いもの
- (10) その他市長が特に必要と認めるもの

(し尿収集確認券の交付)

第14条 市長は、毎年4月1日又は新たにし尿収集に係る申込みを受けたときに、し尿収集確認券(第1号様式の2)を交付する。

2 し尿の収集を受けた者は、し尿の収集を受けた都度前項の規定により交付を受けたし尿収集確認券に押印し、これを作業従事者に渡さなければならない。

(平20規則49・一部改正)

(異動等によるし尿清掃手数料の取扱い)

第 15 条 土地又は建物の占有者が、新たにし尿の収集を受けようとするときはし尿収集申込書（第 2 号様式）により、し尿の収集を受けている者が、それを要しなくなったとき又は住所、世帯人員等に異動があったときはし尿収集異動届（第 3 号様式）により、市長に申込み又は届出をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込みを受けたときは、定額制料金においてはその申込みに係る人員により、従量制料金においては 1 人につき 1 月 36 リットルとみなして手数料を徴収する。

3 市長は、第 1 項の規定により届出を受けたとき（し尿収集を要しなくなったときに限る。）は、定額制料金においてはその届出に基づき、従量制料金においてはし尿収集実績に基づき手数料の額を算出し、過納額が生じた場合はその額を払い戻し、不足額が生じた場合はその額を徴収する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、前項に定めるもののほか、定額制料金における世帯人員等の異動又は従量制料金におけるし尿収集実績の確定により当該年度のし尿清掃手数料を精算する必要がある場合は、年度末において精算を行うものとする。なお、精算の方法については、前項の規定を準用する。

（粗大ごみ）

第 15 条の 2 条例第 20 条の表に規定する規則で定める粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）は、一辺の長さが 80 センチメートル以上の物で重量が 50 キログラム以下の家庭系廃棄物及び資源物とする。

（平 15 規則 50・全改、平 24 規則 43・一部改正）

（特定廃棄物）

第 15 条の 3 条例第 20 条の表に規定する規則で定める廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）は、市において処理が困難な物のうち、別表に定めるものとし、処理手数料は、別表に定めるとおりとする。

（平 15 規則 27・全改、平 24 規則 43・一部改正）

（粗大ごみ等処理手数料納付券の交付）

第 16 条 市長は、第 9 条第 1 項第 3 号に規定する手数料を徴収したときに、粗大ごみ等処理手数料納付券（第 3 号様式の 2。以下「納付券」という。）を交付する。

2 納付券の交付を受けた者は、粗大ごみ等を排出しようとするときは、当該粗大ごみ等に納付券を貼付しなければならない。

（平 15 規則 27・全改）

（手数料等の算定基礎）

第 17 条 条例第 22 条に規定する手数料等の算定の基礎となる数量等の基準については、次の各号に掲げる手数料等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 定額制料金の算定基礎となる人員毎年 1 月 1 日現在において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により記録されている人員（新たなし尿収集の申込みに係る場合は、当該申込書に記載された人員）

(2) 従量制料金の算定基礎となる数量し尿収集の都度計量する数量

- (3) 条例第 19 条及び第 20 条（浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽内及びディスポーザ排水処理システム排水処理槽内に生じた汚泥、スカム等に限る。）に規定する手数料の算定基礎となる数量搬入の都度計量する数量

（平 13 規則 16・平 19 規則 41・平 24 規則 24・一部改正）

（手数料等の減免）

第 18 条 条例第 23 条第 1 項の規定により手数料等を減免するものは、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による扶助を受けているもの
- (2) 天災その他の災害を受け、市長が必要と認めるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 手数料等の減免を受けようとするものは、廃棄物処理手数料等減免申請書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の減免を承認したときは、廃棄物処理手数料等減免承認書を交付する。ただし、天災により減免する場合は、この限りでない。

（平 13 規則 6・一部改正）

（一般廃棄物処理業等の許可申請）

第 19 条 条例第 24 条の規定による一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、許可申請書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書）
- (2) 申請者の履歴書（法人にあっては、役員の名簿及び履歴書）
- (3) 事業場の構造及び附近の見取図
- (4) 処理料金を定めた書類
- (5) 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号に該当しない旨の誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、第 1 項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書）
- (2) 申請者（浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつては、その法定代理人又は法人にあつては、その役員を含む。）が浄化槽法第 36 条第 2 号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (3) 申請者の履歴書（法人にあっては、役員の名簿及び履歴書）
- (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有する者の住所及び氏名を記載した書類並びにその者に係る資格証明書
- (5) 処理料金を定めた書類
- (6) 営業所の構造及び附近の見取図
- (7) その他市長が必要と認める書類

(平 15 規則 41・平 17 規則 22・平 18 規則 70・一部改正)

(許可の更新)

第 20 条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可業者がその許可の更新をするときは、許可更新申請書（第 6 号様式）に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 処理料金を定めた書類
- (2) 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号に該当しない旨の誓約書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(平 15 規則 41・一部改正)

(許可証等の交付)

第 21 条 市長は、前 2 条の申請を許可したときは、許可証（第 7 号様式）、許可する車両の標識（第 7 号様式の 2）及び計量カード（第 7 号様式の 3）（以下「許可証等」という。）を交付する。

- 2 前項の規定により許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が、許可証等を亡失し、又はき損したときは、速やかに許可証等再交付申請書（第 8 号様式）を提出し、許可証等の再交付を受けなければならない。この場合において、き損によるものについては、その許可証等を添えなければならない。

(平 16 規則 14・一部改正)

(届出)

第 22 条 許可業者は、許可申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたときは、変更届（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 許可業者は、その業務の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したときは、業務廃止（休止）届（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。

(許可証等の返納)

第 23 条 許可業者は、許可証等の有効期間が満了したとき又は法第 7 条の 4 の規定により許可を取り消されたときは、直ちに許可証等を市長に返納しなければならない。

- 2 許可業者が業務を廃止し、死亡し、又は合併、分割若しくは解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人、分割により当該業務を承継した法人又は清算人は、市長に許可証等を返納しなければならない。
- 3 許可業者が業務の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証等を市長に返納しなければならない。

(平 13 規則 16・平 15 規則 41・平 16 規則 14・一部改正)

(業務報告書)

第 24 条 許可業者は、次表に定めるところにより業務報告書を市長に提出しなければならない。

区分	報告内容	報告期限	様式
一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者	4 半期ごとの実績	報告に係る期の末日の属する月の翌月 10 日	第 11 号様式
浄化槽清掃業者	1 月ごとの実績	報告に係る月の翌月 10 日	第 12 号様式

(清掃巡視員)

第 25 条 廃棄物の排出、収集、運搬及び処分に関する監督、指導等を行うため清掃巡視員を置くことができる。

2 前項の清掃巡視員は、職員のうちから市長が任命する。

(雑則)

第 26 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年規則第 6 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年規則第 16 号)

この規則は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年規則第 19 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年規則第 27 号)

1 この規則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定に基づいて調製されている第 3 号様式の 2 による粗大ごみ処理手数料納付券は、改正後の春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、そのまま使用することがある。

附 則 (平成 15 年規則第 41 号)

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年規則第 50 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年規則第 14 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年規則第 27 号) 抄

1 この規則は、平成 16 年 10 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 16 年規則第 29 号)

1 この規則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の各規則に基づいて調製されている用紙類は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則 (平成 17 年規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年規則第 70 号)

この規則は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 41 号）

この規則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 49 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 7 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 20 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 24 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 43 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 20 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 18 号）

- 1 この附則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 号様式の 2 から第 3 号様式まで、第 4 号様式から第 6 号様式まで及び第 8 号様式から第 12 号様式までの改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項ただし書に掲げる既定の施行の際、改正前の春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第 15 条の 3 関係）

（平 15 規則 27・追加、平 22 規則 7・一部改正）

種別	単位	手数料の額	
		市が収集及び運搬したものの	市長が指定した場所に搬入したものの
電気式温水タンク及び太陽熱温水器	1 個	6,000 円	5,000 円
スプリングマットレス	1 個	3,000 円	2,000 円
自家用自動車タイヤ（ホイールが付いているものに限る。）	1 個	2,000 円	1,000 円
自家用自動車バッテリー、自家用自動車タイヤ（ホイールが付いているものを除く。）及び自家用自動車ホイール	1 個	1,500 円	500 円

3 春日井市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成10年7月9日
条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 春日井市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 春日井市環境部

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(平12条例48・一部改正)

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前4条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、春日井市の区域に属さない地域が含まれているとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第48号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

4 春日井市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成 10 年 7 月 9 日
規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、春日井市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 10 年条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の期間等)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項の規定による縦覧の期間のうち、次に掲げる日は、縦覧を行わない。

- (1) 月の第 3 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 縦覧の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(縦覧の手続)

第 3 条 条例第 3 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第 4 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 職員の指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することがある。

(意見書の記載事項)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

5 春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例

平成8年3月29日

条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによって散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (3) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫をいう。
- (4) ふん害 飼い犬等のふんにより道路、公園その他公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚すことをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (7) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (8) 飼い主 飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。）に収納することにより空き缶等を散乱させないようにするものとする。

2 市民等は、自主的に清掃活動を行う等により地域環境の美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第4条 空き缶等の製造、加工、販売等を行う者は、ポイ捨て防止についての消費者に対する意識の啓発及び再資源化について必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力するものとする。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の清掃を行う等により空き缶等を散乱させないように努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力するものとする。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

(市の責務)

第7条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携して行うものとする。

(空き缶等散乱及びふん害防止市民行動の日)

第8条 市長は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について市民の関心と理解を深めるため、空き缶等散乱及びふん害防止市民行動の日を設けることができる。

(空き缶等散乱防止協定)

第9条 市長は、空き缶等の散乱を防止するために必要があると認めるときは、事業者に対し、次に掲げる事項について空き缶等散乱防止協定の締結を求めることができる。

- (1) ポイ捨て防止についての啓発に関する事項
- (2) 空き缶等の散乱防止のための清掃に関する事項
- (3) その他空き缶等の散乱防止に関し必要な事項

(空き缶等散乱及びふん害防止推進員)

第10条 市長は、地域における空き缶等の散乱及びふん害防止のために、空き缶等散乱及びふん害防止推進員を選任し、次に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

- (1) 市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対する指導及び助言に関する事項
- (2) 市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対する啓発に関する事項
- (3) その他空き缶等の散乱及びふん害防止に関し必要な事項

(指導及び助言)

第11条 市長は、市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対し、空き缶等の散乱及びふん害を防止する上で必要な指導及び助言を行うことができる。

(ポイ捨ての禁止等)

第12条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

- 2 自動販売機により飲料を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設け、これを適正に管理しなければならない。
- 3 公共の場所において印刷物を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している当該印刷物を回収しなければならない。
- 4 公共の場所において催しを行った者は、その行った場所に散乱している空き缶等を回収しなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第13条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬等のふんを処理するための用具を携行するなどし、飼い犬等が公共の場所でふんをしたときは、直ちに回収すること。
- (2) 公共の場所のうち規則で定める場所で飼い犬等にふんをさせないこと。

(立入調査)

第14条 市長は、この条例を施行するため必要と認める場合は、指定する職員に、空き缶等の散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空き缶等散乱及びふん害防止重点地域)

第15条 市長は、特に空き缶等の散乱及びふん害を防止し、環境の美化を推進する必要があると認める地域を空き缶等散乱及びふん害防止重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）第16条に規定する春日井市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、重点地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

4 前2項の規定は、重点地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(勧告)

第16条 市長は、重点地域内において第12条又は第13条の規定に違反した者に対し、空き缶等の散乱又はふん害を防止するための必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第17条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(顕彰)

第18条 市長は、空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して著しい功績のあった者に対し、顕彰を行うことができる。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第12条第2項から第4項までの規定に違反し、第17条の規定による命令に従わない者は、50,000円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項又は第13条の規定に違反し、第17条の規定による命令に従わない者は、20,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

6 春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例施行規則

平成8年3月29日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成8年春日井市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置場所等)

第2条 条例第12条第2項に規定する回収容器の設置場所は、自動販売機の設置場所から5メートル以内又は同一敷地内で、かつ、空き缶、空きびんその他の飲料を収納していた容器（以下「飲料容器」という。）を回収するため容易な場所とする。

2 条例第12条第2項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 容積は、自動販売機1台について30リットル以上であること。
- (3) 安定性があり、かつ、飲料容器の投入が容易で美観を損なわないものであること。

(ふん害を防止する公共の場所)

第3条 条例第13条第2号に規定する規則で定める場所は、公園等の砂場をいう。

(立入調査証)

第4条 条例第14条第2項に規定する証明書は、立入調査員証（第1号様式）とする。

(空き缶等散乱及びふん害防止重点地域)

第5条 条例第15条第1項に規定する空き缶等散乱及びふん害防止重点地域の指定は、空き缶等の散乱の状態、飼い犬等のふんの回収の状況、地理的条件等を勘案して行うものとする。

(勧告)

第6条 条例第16条の規定による勧告は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第12条第1項の規定に違反した者 第2号様式
- (2) 条例第12条第2項の規定に違反した者 第3号様式
- (3) 条例第12条第3項の規定に違反した者 第4号様式
- (4) 条例第12条第4項の規定に違反した者 第5号様式
- (5) 条例第13条に違反した者 第6号様式

(命令)

第7条 条例第17条の規定による命令は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第12条第1項の規定に違反した者 第7号様式
- (2) 条例第12条第2項の規定に違反した者 第8号様式
- (3) 条例第12条第3項の規定に違反した者 第9号様式
- (4) 条例第12条第4項の規定に違反した者 第10号様式
- (5) 条例第13条に違反した者 第11号様式

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

7 春日井市クリーンセンター管理規則

昭和 50 年 6 月 30 日

規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、春日井市クリーンセンター（春日井市リサイクルプラザ条例（平成 14 年春日井市条例第 31 号。以下「条例」という。）に規定する春日井市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）を含む。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(平 14 規則 42・全改)

(休業日等)

第 2 条 春日井市クリーンセンター（リサイクルプラザを除く。以下「クリーンセンター」という。）の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）
- (3) 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
- (4) 前 3 号のほか、市長が特に必要があると認める日

2 リサイクルプラザの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）
- (2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
- (3) 前 2 号のほか、市長が特に必要があると認める日

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第 1 項の休業日又は前項の休館日を変更することができる。

(平 14 規則 42・全改)

(搬入時間等)

第 3 条 クリーンセンターへの廃棄物の搬入時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
- (2) 土曜日 午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

2 リサイクルプラザの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、リサイクルプラザに入館できる時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第 1 項の搬入時間又は前項の開館時間若しくは入館できる時間を変更することができる。

(平 3 規則 7・平 14 規則 42・一部改正)

(遵守事項)

第 4 条 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年春日井市条例第 7 号）及びこれに基づく規則の規定により許可を受けた一般廃棄物処理業者又は廃棄物を自ら搬入しようとする者（以下「搬入者」という。）は、クリーンセンターへ廃棄物を搬入するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 市の区域外より収集したごみを搬入しないこと。
- (2) 搬入の方法及び搬入量等は、市長の指示に従うこと。

- (3) その他クリーンセンターの管理上不適当と認められるような行為をしないこと。
- 2 リサイクルプラザに入館した者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (2) リサイクルプラザ内を不潔にしないこと。
 - (3) 騒音を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
 - (4) その他リサイクルプラザの管理上不適当と認められるような行為をしないこと。
- （平3規則7・平6規則15・平14規則42・一部改正）

（搬入の禁止）

第5条 市長は、クリーンセンターが次の各号のいずれかに該当するときは、廃棄物の搬入を禁止することができる。

- (1) 施設に故障が生じたとき。
- (2) 施設の定期又は臨時の整備を行うとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

（平3規則7・一部改正）

（指示事項）

第6条 市長は、クリーンセンターの管理上必要があるときは、搬入者に対し運搬車両の構造及び搬入方法等について必要な指示をすることがある。

（平3規則7・一部改正）

（損害賠償）

第7条 搬入者は、故意又は過失によりクリーンセンターの建物及び附帯設備等をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（平3規則7・平14規則42・一部改正）

（損傷等の届出）

第8条 搬入者又は利用者は、クリーンセンター又はリサイクルプラザの設備又は器具を亡失し、若しくは損傷したときは、直ちにその理由を付けて市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（平14規則42・追加、平17規則68・一部改正）

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、クリーンセンター及びリサイクルプラザの管理について必要な事項は、別に定める。

（平3規則7・一部改正、平14規則42・旧第8条繰下・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第7号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 抄（平成6年規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 42 号）

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 68 号）

この規則は、公布の日から施行する。

8 春日井市資源回収団体奨励金交付要綱

春日井市資源回収団体育成奨励金交付要綱（昭和56年6月1日適用）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般廃棄物の減量及び再利用に係る活動並びに地域活動の促進を図るため、予算の範囲内で、再利用が可能な家庭系廃棄物（以下「資源」という。）の回収活動を行う団体に対する奨励金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、継続的に活動している市内の団体で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、資源の回収活動を行うものとする。

- (1) 子ども会
- (2) 学校等が主体である団体
- (3) 町内会その他の地域で活動する団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか営利を目的としない団体

（奨励金の額）

第3条 資源の品目は次に掲げるものとし、奨励金の額は1キログラム当たり5円とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- (1) 古紙（新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボール及び牛乳パック類をいう。）
- (2) 古着
- (3) アルミ缶
- (4) ガラスびん

（申請手続）

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日井市資源回収団体奨励金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 計量伝票その他の資源の回収品目及び回収量を証する書類
- (2) 資源の回収を自ら実施している活動状況を示す写真、書類等

2 前項の申請書は、資源の回収を実施した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、春日井市資源回収団体奨励金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第6条 市長は、前条の規定による決定をした後、申請者の請求に基づいて奨励金を交付するものとする。

（奨励金交付の取消し）

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が不正の手段により奨励金の交付を受けたと認めるときは、交付額の全部又は一部を取り消すことがある。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市資源回収団体育成奨励金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定は、平成24年9月1日以後の資源の回収に係る奨励金について適用し、同日前の資源の回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

9 春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、一般家庭から排出される生ごみについて、家庭用生ごみ処理機による自家処理を促進することによりごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機購入者に対し、補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、家庭用生ごみ処理機(生ごみを減容又は消滅させる機能を有するものに限る。以下「処理機」という。)を愛知県内の販売店から購入し、生ごみの減量化及び堆肥化のために適切に使用及び管理するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、処理機の購入価格(消費税を含む。)の2分の1の額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、20,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式。以下「申請書」という。)に販売店の証明を受けて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、処理機を購入した日の属する年度の3月31日までとする。

3 第1項の規定による申請は、1世帯につき1回までとする。ただし、補助金に係る処理機について、購入後5年以上経過し、かつ、故障等により使用不能と認められる場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)又は春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請却下通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付の決定を受けたものは、請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理後、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に処理機を購入した者に係るものから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の規定は、平成 24 年 9 月 1 日以後に処理機を購入した者に係る補助金について適用し、同日前に処理機を購入した者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

10 春日井市ごみ減量推進協力店制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいただける市内の小売店を「ごみ減量推進協力店」として認定し、市民に周知を図り、広く消費者に愛される環境にやさしい店づくりを広め、もってごみの減量、リサイクルを推進するとともに、資源の有効利用と地域環境の保全に寄与することを目的とする。

(認定要件)

第2条 ごみ減量推進協力店（以下「推進協力店」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの事項を実施又は実施しようとしている春日井市内の小売店とする。

- (1) 包装紙、袋等の簡素化など簡易包装の推進
- (2) エコマーク商品の販売促進
- (3) 空き缶、空きびん、発泡スチロールトレイ、牛乳パック類、ペットボトルなど不要となった容器の回収
- (4) 新聞、雑誌、段ボールなどの紙類、びん類、缶類などのリサイクル推進
- (5) 再生品を使用した商品の販売
- (6) 広告チラシ、事務用紙等紙類使用量の抑制
- (7) 販売品の修理サービスへの積極的な取り組み
- (8) 資源分別回収事業への協力
- (9) 消費者に対する、ごみ減量・リサイクルの呼びかけ
- (10) その他、店の創意工夫によるごみ減量・リサイクルの推進

(認定申請)

第3条 推進協力店を希望する小売店は、「春日井市ごみ減量推進協力店認定申請」（第1号様式、第1号の2様式、以下「申請書」という。）を市長へ提出するものとする。

2 認定を受けた小売店の名称、所在地、代表者、その他申請事項に変更があった場合は、「春日井市ごみ減量推進協力店変更申請書」（第2号様式、第2号の2様式）をすみやかに市長へ提出するものとする。

(認定)

第4条 市長は、第3条第1項の申請書に基づき、第2条に掲げる各号のいずれかの事項を実施又は実施しようとしている小売店を推進協力店として認定し、認定店である旨を証する標示板などを交付するものとする。

(協力内容)

第5条 推進協力店に認定された小売店は、第4条の標示板などを店頭などの人目につくところに掲示するとともに、ごみの減量・リサイクルの推進に努めるものとする。又推進協力店は、「春日井市ごみ減量推進協力店実施状況報告書」（第3号様式、第3号の2様式）を毎年4月に市長へ提出するものとする。

(認定取消)

第6条 市長は、申請のあった取り組みを実施していない推進協力店に対して、実施の働きかけを行うものとする。

2 市長は、前項の働きかけに応じない推進協力店に対して、認定の取り消しをすることができる。

(認定の辞退)

第7条 推進協力店の認定を辞退しようとするときは、「春日井市ごみ減量推進協力店辞退届」(第4号様式、第4号の2様式)をすみやかに市長へ提出するものとする。

(広報)

第8条 市長は、推進協力店を広く市民に普及させるため、推進協力店リストの作成及び刊行物での啓発を行うものとする。

(表彰)

第9条 市長は、推進協力店のうち、特に顕著なごみ減量・リサイクルを推進した小売店を優良店として認定し、感謝状を贈呈することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市ごみ減量推進協力店制度実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市ごみ減量推進協力店制度実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

11 春日井市環境美化指導員要綱（旧環境巡視員要綱）

（趣旨）

第1条 この要綱は、春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成8年春日井市条例第21号。以下「条例」という。）及び春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号。）の目的を達するため、春日井市環境美化指導員（以下「指導員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

（職務）

第3条 指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 公共の場所におけるポイ捨て及びふん害の巡視及び防止啓発
- (2) ごみの分別及びごみの排出等の指導・啓発

（任用）

第4条 指導員は、ポイ捨て及びふん害の防止並びに廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理に熱意を有し、積極的に職務を遂行できる者について市長が任用する。

2 指導員は、若干名とする。

（報告）

第5条 指導員は、第3条の職務を行ったときは、作業報告を作成するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

（平成19年2月1日一部改正）

12 春日井市空き缶等散乱及びふん害防止推進員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成8年春日井市条例第21号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、春日井市空き缶等散乱及びふん害防止推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

(協力事項)

第3条 市長は、推進員に、次に掲げる事項の実施について協力を求めるものとする。

- (1) 市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対する指導及び助言に関する事項
- (2) 市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対する啓発に関する事項
- (3) その他空き缶等の散乱及びふん害防止に関し必要な事項

(選任)

第4条 推進員は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について、熱意を有し、積極的に協力事項を遂行できる者について市長が選任する。

(任期)

第5条 推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選任の取消し)

第6条 市長は、推進員に次に掲げる事由が生じたときは、その任期中においても選任を取り消すことがある。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 病気その他の理由により、協力事項を遂行することができないとき。
- (3) 辞退を申し出たとき。
- (4) その他推進員として不相当と認められる事由があるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

(平成12年4月1日一部改正)

13 春日井市ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会要綱

(名称)

第1条 本会は、春日井市ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（以下「条例」という。）の主旨に沿い、市民相互の理解と協力によりきれいで快適なまちをつくることを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を春日井市鳥居松町5丁目44番地に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 啓発活動
- (2) 条例第8条に定める空き缶等散乱及びふん害防止市民行動の日における清掃活動
- (3) 不法投棄防止に関する活動の推進
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事項

(構成)

第5条 協議会の委員は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 地域代表
 - (2) 各種団体代表
 - (3) 事業者代表
 - (4) 協議会の事業に関し、賛同を得るもの
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 役員任期は委員の任期とする。

(招集)

第7条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

- 2 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(会議)

第8条 会議の議長は、会長をもってあてる。

- 2 会議は、当該会議の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第9条 協議会は、条例に係る特定の目的を達成するための機関として、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、協議会の委員の中から会長が指名する者及び春日井警察署とする。
- 3 部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 副部会長は、委員のうちから部会長が指名する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 6 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。
- 7 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 8 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月9日から施行する。

14 春日井市ごみ減量3R推進事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、積極的にごみの減量及び資源の有効利用に取り組む事業所を春日井市3R推進事業所として認定し、その活動を広く市民に推奨することにより、事業者及び市民のごみの減量の必要性に対する意識の高揚を図り、ごみの減量及び資源の有効利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 3R推進事業所 次に掲げるごみの減量及び資源の有効利用に係る取組について市長が認定する事業所をいう。
 - ア Reduce ごみの発生を抑制することをいう。
 - イ Reuse 使い捨てを避け、物を大切に使い続けることをいう。
 - ウ Recycle 不要になった物を資源として再生利用することをいう。
- (2) ごみ 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）第2条第2項第1号に規定する家庭系廃棄物及び第2号に規定する事業系廃棄物をいう。
- (3) 資源 ごみとなる物のうち、再生利用することが可能なものをいう。

(対象事業所)

第3条 3R推進事業所の認定の対象となる事業所は、ごみの減量及び資源の有効利用に係る次の事項を実践している事業所とする。

- (1) 商品の簡易包装の推進、再生利用が可能な製品の利用等ごみの発生の抑制に努めていること。
- (2) 消耗品の使用量の抑制及び設備等の長期使用に努めていること。
- (3) 再生紙、再生品等を積極的に使用していること。
- (4) 事業所から排出されるごみを分別し、資源化に努めていること。
- (5) 従業員等に対しごみの減量に係る意識の高揚に関する取組を行っていること。
- (6) 顧客等に対し、ごみの減量に係る啓発を積極的に行っていること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ごみの減量又は資源の有効利用に係る取組を行っていること。

(認定申請)

第4条 3R推進事業所の認定を受けようとする事業所は、春日井市3R推進事業所認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、申請内容を審査した上で認定の可否を決定し、3R推進事業所決定通知書（第2号様式）により、当該事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により3R推進事業所の認定をした場合は、当該事業所に3R推進事業所認定証（第3号様式）を交付するものとする。

(3R推進事業所の活動目標)

第6条 3R推進事業所は、その事業活動を行うに当たっては、第3条各号に掲げる事項を積極的に実践するとともに、市等が行うごみの減量及び資源の有効利用に係る施策に協力するものとする。

(届出)

第7条 3R推進事業所は、当該事業所の名称、代表者氏名又は所在地に変更があった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(認定の取消)

第8条 市長は、3R推進事業所が第1条の目的に反すると認める行為を行ったときは、認定を取り消すことがある。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

15 春日井市さわやか収集事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭系廃棄物のごみステーションへの排出が困難な高齢者等の自立した生活の維持を図るため、当該者の家庭系廃棄物の戸別収集を行うさわやか収集事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する次に掲げる者で、家庭系廃棄物（春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）第2条第2項第1号に規定する家庭系廃棄物をいう。以下同じ。）の排出が困難なものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている65歳以上の者で、ひとり暮らしのもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、ひとり暮らしのもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、ひとり暮らしのもの
- (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更正相談所が行った判定結果に基づき、知事から療育手帳の交付を受けた者で、ひとり暮らしのもの
- (5) その他市長が必要と認める者

(利用の手続)

第3条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、さわやか収集利用申請書（第1号様式）により市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、申請者の生活実態等を調査した上で利用の可否を決定し、さわやか収集決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(排出方法)

第4条 前条第2項の規定により事業を利用できる決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、市長の指定する排出場所、分別方法、日時等に従い、家庭系廃棄物を排出しなければならない。

(届出)

第5条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 入院等により長期間事業の利用ができないとき。
- (4) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (5) 事業の利用を辞退するとき。

(利用の中止)

第6条 市長は、第4条の規定による市長の指示に従わない場合又は前条の規定による届出があった場合は、事業の利用を停止又は中止することがある。

2 市長は、前項の規定により利用の停止又は中止をするときは、さわやか収集停止・中止決定通知書（第3号様式）により利用者に通知するものとする。

（安否の確認）

第7条 市は、収集の際、家庭系廃棄物が排出されていない場合、利用者の安否を確認するとともに、関係機関との連携に努めるものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

16 春日井市指定袋に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）第12条第2項に規定する市長が指定する袋の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(指定袋)

第2条 市長は、別表に掲げる規格を満たしたごみ袋を春日井市指定袋（以下「指定袋」という。）として承認する。

(申請)

第3条 指定袋の製造等をしようとする者は、春日井市指定袋承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款及び法人登記事項証明書又はこれらに類する書類（個人にあっては住民票の写し及び履歴書）
- (2) 承認を受けようとする袋の仕様書及び見本品
- (3) その他市長が必要と認める書類

(承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請の可否を決定したときは、春日井市指定袋承認通知書（第2号様式。以下「承認通知書」という。）又は春日井市指定袋不承認通知書（第3号様式）により前条の申請者に通知するものとする。

(製造届)

第5条 前条の規定により承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）は、指定袋を製造したときは、速やかに春日井市指定袋製造届（第4号様式）に製造した指定袋及び品質証明書を添付し、市長に提出しなければならない。

(変更届)

第6条 承認事業者は、申請事項に変更があるときは、春日井市指定袋変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(指示等)

第7条 市長は、指定袋の取扱い、規格等について改善等の必要があるときは、承認事業者に対し、指示することができる。

- 2 市長は、承認事業者が前項の指示に従わないときは、当該者に対する承認の取消し及び当該事実の公表をすることができる。
- 3 前項の規定により承認を取り消された者は、直ちに承認通知書を市長に返還しなければならない。

(廃止の届出)

第8条 承認事業者が指定袋の製造を取りやめるときは、春日井市指定袋廃止届（第6号様式）に承認通知書を添付して市長に提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 1 号様式及び第 4 号様式から第 6 号様式までの改正規定並びに次項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 号様式及び第 4 号様式から第 6 号様式までの改正規定の施行の際、改正前の春日井市指定ごみ袋に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市指定ごみ袋に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の改正の際、改正前の春日井市指定ごみ袋に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市指定袋に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市指定ごみ袋に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市指定袋に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第2条関係）

項目／種類	燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック製 容器包装	金属類（発火性危険物）
材質	ポリエチレン製（袋を焼却又は埋立したときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。バイオマス素材を配合する場合は、配合率10%以上とすること。）			
大きさ（袋の口を縛った状態で収容できる容量）	45リットル（縦800ミリメートル横650ミリメートル）以下とし、45リットル、30リットル及び10リットル			
厚み	0.02ミリメートル（10リットルのものについては0.01ミリメートル）以上で、袋の大きさに応じた丈夫なもの			
袋の色	黄色（内容物が識別できる程度の透明性を有するもの）	青色（内容物が識別できる程度の透明性を有するもの）	無色透明	赤色（内容物が識別できる程度の透明性を有するもの）
印字色	黒色（使用するインクは袋を焼却又は埋立したときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。）		緑色（使用するインクは袋を焼却又は埋立したときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。）	黒色（使用するインクは袋を焼却又は埋立したときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。）
その他	(1) 春日井市指定袋、袋の種類、春日井市承認番号及び別に指示する事項を指定袋に表示すること。 (2) バイオマス素材を配合している場合は、国際標準化機構によるISO16620シリーズに基づいてバイオマスプラスチックの認証を行っている第三者による認定、認証されたことを示す記載や記号について、外袋または指定袋に表示すること。 (3) 平角袋等の形状は特に指定しない。 (4) 外袋から指定袋を1枚ごとに取り出せる形態とし、1セットの枚数は限定しない。 (5) 春日井市指定袋及び袋の種類、大きさ、厚み、形状等の内容並びに家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第3条の規定に基づく表示事項を外袋に表示すること。			

17 春日井市ごみステーション整備に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される廃棄物（以下「ごみ」という。）の飛散防止及び鳥獣によるごみの散乱防止を図るため、ごみステーションにごみボックスを設置する区・町内会等に補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 春日井市ごみステーション設置要綱（平成25年4月1日施行）に基づいて設置されたごみの排出場所
- (2) ごみボックス ごみを収納するために用いる開放部のない箱状の格子金網等で覆われた折りたたみ式又は固定式のもので、ごみを収集する際に、内部への進入を要しない形状で耐久性のあるもの
- (3) 区・町内会等 ごみステーションを維持管理している区・町内会、自治会又は共同住宅の所有者若しくは管理者（管理組合等の代表者を含む。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす区・町内会等とする。

- (1) 設置したごみボックスを適正に維持管理できること。
- (2) ごみボックスの設置について、法、政令、省令その他の関係法令を遵守できること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1台当たりのごみボックス購入金額（本体価格、消費税及び地方消費税の額に限る。）の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）とし、5,000円を限度とする。

- 2 区・町内会等が自らごみボックスを作製する場合の補助対象経費は、本体作製に要した材料費、消費税及び地方消費税の額とする。
- 3 修繕に要した費用は、補助対象経費としない。

(協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする区・町内会等は、ごみボックス設置協議書（第1号様式。以下「設置協議書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に協議し、事前に承認を受けなければならない。

- (1) ごみステーション位置図
 - (2) ごみボックス配置図
 - (3) 購入する本体、型番又は図面等形状が確認できるもの
- 2 市長は、前項の設置協議書が提出された場合には、その内容を審査するとともに現地調査を行い、速やかにごみボックス設置の可否を決定し、ごみボックス設置承認通知書

(第2号様式。以下「承認通知書」という。)又はごみボックス設置不承認通知書(第3号様式)により、区・町内会等に通知しなければならない。

(交付申請)

第6条 前条第2項の規定による承認を受けた区・町内会等は、ごみボックス購入費補助金交付申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ごみステーション位置図
- (2) ごみボックス配置図
- (3) 購入する見込み金額(本体価格又は本体作製に要する材料費、消費税及び地方消費税の額に限る。)が確認できるもの
- (4) ごみボックス設置に係る誓約書(第5号様式)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、速やかに補助金の交付決定をするとともにごみボックス購入費補助金交付決定通知書(第6号様式)により、区・町内会等に通知しなければならない。

(設置)

第8条 ごみボックスの設置は、区・町内会等が行うものとする。

(設置基準)

第9条 ごみボックスの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) ごみステーションがある場所に設置すること。
- (2) ごみステーション1か所につき、2台までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 設置したごみボックスは、5年間継続使用するものとし、破損等により使用不能と認められる場合以外は、同ごみステーションにおける第5条の規定による設置協議はできないものとする。
- (4) 固定式ごみボックスは、個人又は法人が所有する敷地内に設置すること。
- (5) 歩行者等の通行の妨げにならないこと。
- (6) 安易に持ち運びができないよう対策を施すこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準に適合すること。

(報告)

第10条 第7条の交付決定を受けた区・町内会等は、ごみボックスの設置が完了したときは、ごみボックス設置完了報告書(第7号様式。以下「完了報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) ごみボックスの設置状況を示す写真
- (2) 購入した金額(本体価格又は本体作製に要した材料費、消費税及び地方消費税の額に限る。)が確認できるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の完了報告は、ごみボックスの設置後1か月以内又は第7条で交付決定された日が属する年度の3月15日のいずれか早い日までにしなければならない。

(交付額確定)

第 11 条 市長は、前条の完了報告書が提出された場合は、その内容を審査するとともに現地調査を行い、速やかに交付額を確定し、ごみボックス購入費補助金交付額確定通知書（第 8 号様式。以下「確定通知書」という。）により、区・町内会等に通知しなければならない。

(交付請求)

第 12 条 前条の確定通知書を受けた区・町内会等は、ごみボックス購入費補助金交付請求書（第 9 号様式）を交付額の確定された日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、区・町内会等が指定する金融機関等の預金口座への口座振替によるものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、区・町内会等が次のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 区・町内会等が、ごみボックスの設置を取りやめたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定等を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金について適用する。

18 春日井市ごみステーション設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の衛生的で快適な生活環境の保全を図り、家庭ごみを安全かつ効率的に収集するため、ごみステーションの設置及び維持管理方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）第2条第2項第1号に規定する家庭系廃棄物をいう。
- (2) ごみステーション ごみ収集日に、家庭ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所をいう。
- (3) 町内会等 区、町内会及び自治会をいう。
- (4) 利用者 ごみステーションを利用する者をいう。
- (5) 集合住宅 共同住宅及び連続建住宅をいう。
- (6) 開発行為等 戸建住宅及び集合住宅の新築並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定するものをいう。

(設置)

第3条 ごみステーションの設置は、利用者と町内会等が共同して行うものとする。ただし、住宅の計画戸数（以下「住戸数」という。）が4戸以上の開発行為等を行うとき（10戸未満の開発行為等において、ごみステーションの設置が困難なため近隣のごみステーションの利用について町内会等の承諾を得た場合を除く。）は、当該開発行為等を行う者が設置するものとする。

(設置基準)

第4条 ごみステーションの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 概ね20世帯につき1か所とすること。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) ごみステーションの位置等について、次のとおりであること。
 - ア 原則として公道（通り抜け又は方向転換ができる公道（国道19号を除く。））に限る。第3項第1号において同じ。）に面するものであること。
 - イ 交差点、交差点の隅切り、横断歩道、消火栓又は消防用防火水槽から5メートル以内でないこと。
 - ウ 停留所、安全地帯及び踏切から10メートル以内でないこと。
 - エ イ及びウに定めるほか、道路交通法（昭和35年法律第105号）に抵触することなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行うことができること。
 - オ ごみステーションとごみ収集車の停車位置の間に収集作業の障害となる物がないこと。
 - カ ごみステーション前に側溝がある場合は、蓋等を設置すること。

- (3) ごみステーションに隣接又は相対する民家等がある場合は、当該民家等の住民の了承を得たものであること。
 - (4) 個人所有の土地をごみステーションとして使用する場合は、所有者の了承を得たものであること。
 - (5) その他市長が必要と認める基準に該当すること。
- 2 住戸数が4戸以上の開発行為等に伴いごみステーションを設置する場合は、当該開発区域内に設置するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、住戸数が10戸以上の開発行為等に伴う場合の設置基準は、次のとおりとする。
- (1) 原則として開口部分が公道に面するものであること。
 - (2) 第1項第2号（アを除く。）及び第3号の規定に該当すること。
 - (3) ごみステーションの床面積は2.0平方メートル以上とし、1戸当たり0.2平方メートル以上（50戸以上の場合は、51戸目から1戸当たり0.1平方メートル以上。ワンルーム形式集合住宅については、1戸当たり0.06平方メートル以上）とすること。
 - (4) ごみステーションの構造が次の基準に該当するものであること。
 - ア 道路面との段差を設けないこと。
 - イ 勾配を設けて水はけを良くし、雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。
 - ウ 囲いを設けるなど、家庭ごみの飛散防止の措置を講ずること。
 - エ 囲いは、コンクリート又はブロック等の腐食しない材料で構築し、床面は舗装等とすること。
 - オ 囲いは、高さ1.2メートルとすること。
 - カ 囲いは、幅1.5メートル以上の開口部を設けること。
 - キ 囲いは、奥行きが1.0メートル以上、2.0メートル以下とすること。ただし、50戸以上の場合は、1.5メートル以上、2.0メートル以下とすること。
 - ク 屋根を設置する場合は、高さ2.0メートル以上とすること。
 - ケ 扉を設置する場合は、間口は1.5メートル以上で全面開放できる構造とし、引き戸、シャッター等で収集作業に支障がないものとする。
 - コ 鍵を取り付ける場合は、収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。
 - サ 扉等は、敷地内から出ない構造とすること。
 - シ 屋根及び扉等を設置する場合は、ごみ袋が外から見える構造とすること。
- (5) 次に掲げる必要事項を明記したごみステーション表示板を、適切な大きさと作成し、設置すること。
- ア 排出する際の注意事項
 - イ 家庭ごみの種類及び収集曜日
 - ウ 禁止事項その他市長が定めるもの
- (6) その他市長が必要と認める基準に該当すること。
- (協議)

第5条 町内会等（集合住宅の居住者専用のごみステーションについては、その所有者又は管理者）は、ごみステーションを新設、変更又は廃止しようとするときは、ごみステーションに関する協議書（別記様式）により市長に協議しなければならない。

（維持管理）

第6条 ごみステーションは、当該ごみステーションの利用者及び管理者が維持管理するものとする。

2 前項の維持管理は、次に掲げる事項を遵守し、行わなければならない。

(1) ごみステーション及びその周辺を常に清潔に保ち、生活環境を損なわないように努め、その対策を講じること。

(2) 家庭ごみの飛散防止措置に努めること。

(3) 家庭ごみの収集に従事する者の安全確保に十分配慮するものとし、安全確保ができない場合は、改善の措置を講ずること。

3 集合住宅の所有者又は管理者は、家庭ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を居住者に周知するとともに、これらを遵守しない者に対して、遵守するよう指導しなければならない。

4 ごみステーションの利用者は、自ら維持管理するごみステーション以外に家庭ごみを排出しないよう努めなければならない。

5 市長は、ごみステーションの維持管理について、必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

（利用の調整）

第7条 住戸数が10戸未満の開発行為等を行う者は、ごみステーションについて町内会等との協議が整わないときは、市長と協議するものとする。

（ごみステーションの貸付け）

第8条 寄付採納されたごみステーションは、当該ごみステーションを利用する者に無償で貸し付けるものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行し、同日以後に第5条の規定に基づく協議を行うごみステーションについて適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

2 改正後の第3条及び第4条の規定は、令和元年6月1日に設置するごみステーションから適用し、同日前に設置したごみステーションについては、なお従前の例による。

19 春日井市不法投棄監視カメラの設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不法投棄監視カメラの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監視カメラ 撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するカメラをいう。
- (2) 画像 監視カメラにより撮影又は記録されたものであって、特定の個人を識別することができるものをいう。

(設置目的)

第3条 監視カメラは、廃棄物の不法投棄（以下「不法投棄」という。）の防止及び不法投棄物の撤去指導を目的として設置する。

(設置基準等)

第4条 市長は、著しく不法投棄が多発する場所において、他の方法によっては不法投棄を防止することができない場合に限り、監視カメラを設置するものとする。

2 ごみ集積場（市が収集するためのごみ集積場をいう。）を管理する者は、当該ごみ集積場において、他の方法によっては不法投棄を防止することができない場合に限り、当該ごみ集積場を利用する住民の同意を得て、市長に監視カメラの設置を依頼することができる。

3 市長は、監視カメラを設置したときは、設置場所にその旨を明示しなければならない。

4 監視カメラの設置期間は、2月以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(プライバシーの保護)

第5条 市長は、監視カメラを設置するときは、市民のプライバシーを侵害しないよう最大限の配慮をしなければならない。

(管理者等)

第6条 市長は、監視カメラの適正な設置及び画像の適正な管理を図るため、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者（以下「管理者等」という。）を置く。

- 2 監視カメラ管理者は、清掃事業所長をもって充てる。
- 3 監視カメラ取扱者は、清掃事業所の職員のうちから清掃事業所長が指名する。

(秘密保持)

第7条 管理者等は、監視カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(画像の保存等)

第8条 管理者等は、第3条の目的のために必要な限度において画像を保存することができる。

2 管理者等は、前項に規定する場合以外の場合は、すべて画像を消去しなければならない。

(画像の提供の制限)

第9条 管理者等は、画像を第3条の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）及び春日井市個人情報保護条例（平成14年春日井市条例第41号）の規定によるときは、この限りでない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

20 春日井市リサイクルプラザ「再利用品販売」事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、粗大ごみ及び放置自転車を修理し、販売することにより、市民の再利用に供するため、春日井市リサイクルプラザ再利用事業（以下「再利用事業という。」）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市は、次に掲げる物品のうち、再利用可能なものとして春日井市リサイクルプラザにおいて修理したもの（以下「再利用品」という。）を市民に販売するものとする。

- (1) 春日井市クリーンセンターに粗大ごみとして搬入された家具類
- (2) 春日井市自転車等放置防止条例（平成11年春日井市条例第1号）の規定に基づき市が撤去し、廃棄等の処分をすることができる自転車

2 再利用品の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額以内の金額でその都度市長が定めるものとする。

- (1) 家具類 5,000円以内
- (2) 自転車 10,000円以内

(利用者)

第3条 再利用事業を利用できる者（以下「利用者」という。）は、市内に在住する者とする。

(販売)

第4条 再利用品は、市長が定める販売日（以下「販売日」という。）までの2月以内の間展示するものとする。

- 2 再利用品の購入申込みは、前項の期間内とし、同一の販売日につき1人1点とする。
- 3 市長は、前項の申込みの数が、販売すべき再利用品の数を超える場合においては、公開抽選によって購入者を決定する。
- 4 販売した再利用品は、当該販売日に購入者が引き取るものとする。

(運搬)

第5条 前条第4項の規定にかかわらず、購入者から再利用品の運搬の申し出があった場合には、春日井市内に限り市が運搬するものとする。

(手数料)

第6条 前条の規定により運搬する場合は、春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）に定める手数料を徴収する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

きれいにしたいな、私の街



清掃事業概要 令和3年度



発行：愛知県春日井市(令和3年10月)
編集：環境部ごみ減量推進課
所在地：〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
電話：(0568)85-6222